

第4期第3回 横浜市子ども・子育て会議〔青少年部会〕

日時：令和元年8月28日（水）9:00～10:30

場所：横浜市青少年育成センター 第1研修室

議事次第

1 開 会

2 青少年部長あいさつ

3 議 事

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について

（1）事務局説明

- ・計画素案（案）の概要について
- ・基本施策2、3について

（2）委員から意見聴取

4 その他

5 閉 会

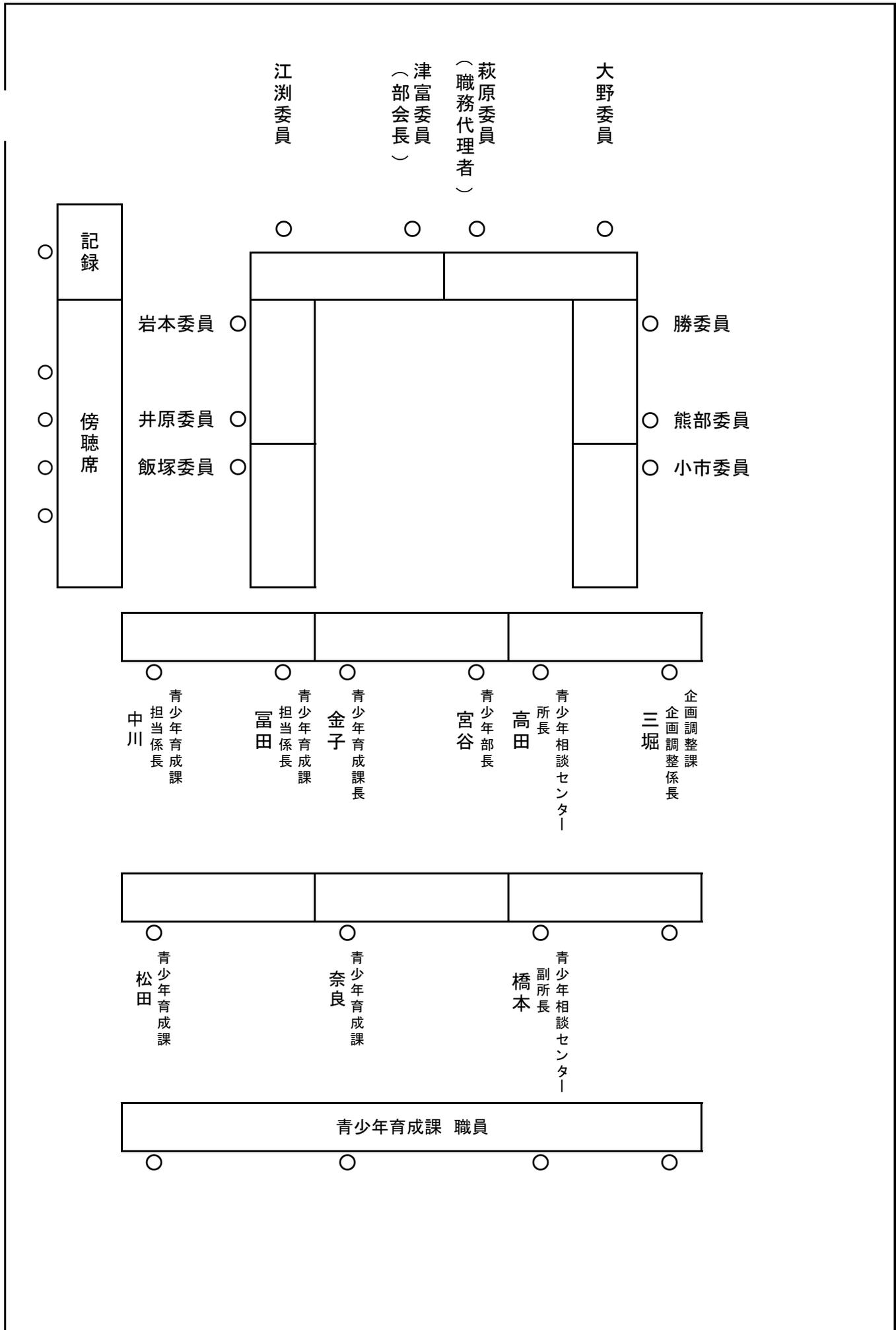
〔配付資料〕

- | | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 委員名簿 | |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議青少年部会 事務局名簿 | |
| 資料3 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案（案） | 概要版 |
| 資料4 | 第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の素案（案） | |
| 資料5 | 横浜市子ども・子育て会議条例 | |
| 資料6 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 | |

第4期第3回横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 座席表

◇日時 令和元年8月28日(水) 9:00~10:30

◇場所 横浜市青少年育成センター 第1研修室



横浜市子ども・子育て会議(青少年部会) 委員名簿

資料 1

◎: 青少年部会 部会長 ○: 青少年部会 職務代理者

任期: 平成30年11月1日～令和2年10月31日

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	いづか のぼる 飯塚 昇
2	神奈川県弁護士会 弁護士	いはら あやこ 井原 綾子
3	K2インターナショナルグループ NPO法人ヒューマンフェローシップ 代表理事	いわもと まみ 岩本 真実
4	横浜市民生委員児童委員協議会 (保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長)	えぶち たけお 江淵 武雄
5	横浜市青少年指導員連絡協議会 (旭区青少年指導員連絡協議会 会長)	おおの いさお 大野 功
6	横浜市立中学校長会 (芹が谷中学校 校長)	かつ しゅんいち 勝 俊一
7	特定非営利活動法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション 施設長	くまべ りょうこ 熊部 良子
8	横浜市立高等学校長会 (横浜総合高等学校 校長)	こいち きとし 小市 聡
9	静岡県立大学 国際関係学部 教授	◎ つとみ ひろし 津富 宏
10	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 准教授	なかむら みやこ 中村 美安子
11	駒澤大学 総合教育研究部 教授	○ はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
12	都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	はやしだ いくみ 林田 育美

(令和元年8月現在)

横浜市子ども・子育て会議 青少年部会 事務局名簿

	所属・役職	氏名
	青少年部長	みやたに あつこ 宮谷 敦子
	青少年育成課長	かねこ りえ 金子 利恵
	青少年相談センター所長	たかだ ゆうこ 高田 裕子
	青少年育成課担当係長	とみた みちこ 富田 倫子
	青少年育成課担当係長	なかがわ かつひこ 中川 勝彦
	青少年相談センター副所長	はしもと えみこ 橋本 恵美子
	青少年相談センター相談支援担当係長	こじま けんいち 児島 献一
	企画調整課長	たにくち ちひろ 谷口 千尋
	企画調整課企画調整係長	みつぼり こうへい 三堀 浩平

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画 素案(案)の概要

(青少年部会用)

1

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画素案(案) 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 趣旨・位置づけ
2. 計画の期間
3. 計画の対象
4. 本市における他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1. 人口や少子化の状況
2. 家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第1期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組

1. 施策分野・基本施策とその関係性
2. 施策体系図
3. 指標一覧
4. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 量の見込み、確保方策

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

2

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置づけ

- 子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進

<本計画への記載事項>

- ◆ 各年度の保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策（提供区域、提供体制の確保内容及び実施時期）、認定こども園の推進等
- ◆ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等）
- ◆ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランスの推進）

「子ども・子育て支援法」に基づく事項

- ◆ 地域における子育ての支援
- ◆ 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ◆ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◆ 子育てを支援する生活環境の整備
- ◆ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進
- ◆ 子どもの安全の確保

「次世代育成支援対策推進法」に基づく事項

3

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

2 計画の期間

- 令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

3 計画の対象

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

4 本市における他計画との関係

- 基本構想や中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進

4

<関連する主なビジョン・計画>



5

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

1 人口や少子化の状況

(1) 出生数、合計特殊出生率の推移

- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2017年時点で約2.8万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となったが、その後低下し、2017年時点で1.32。全国の合計特殊出生率(2017年:1.43)と比較すると、低い水準で推移。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、異年齢の子ども同士の交流の機会の減少などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘。

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に15.2万世帯(11.2%)だったところ、2015年には約14.4万世帯(8.8%)となるなど、子どもがいる世帯が減少。約95%が核家族となるなど、三世帯同居の減少、家族の規模が縮小。

(2) 就労状況の変化

- 30~34歳の女性の労働力率は、平成7年には45.3%から平成27年には70.9%。20年間で約25ポイント上昇し、M字型カーブの底は浅くなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)」では、フルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり、平成30年度では40.0%。
- 現在未就労の母親について、就労したいと回答した割合は73.5%。希望する就労形態は、「パートタイム、アルバイト等(フルタイム以外)」が68.5%となっており、多様な働き方に対するニーズがある。

(3) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去10年間で上昇傾向。一方、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合は増加。
- 仕事や学校のある日は「家事・育児」に費やす時間が、男性より女性が約5倍多くなっているなど、女性の就労が増加する中であって、男性の家事・育児時間に費やす時間は短くなっている。

6

第2章 本市の子ども・青少年や子育て家庭を取り巻く状況と課題

3 地域・社会の状況

(1)地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、比較的親密な付き合い方をしている人の割合は2018年には10%を下回る。また、「互いに干渉しあわず、さばさばして暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっている。
- ニーズ調査では、比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果となっており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっている。

(2)情報化社会の進展

- 内閣府の調査によると、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%。そのうち、スマートフォンを使っている割合は、小学生では40.7%、中学生では65.8%。インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は77.2%、中学生は92.9%。
- インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害など様々な問題が指摘。

(3)国際化の状況と多文化共生

- 外国人人口は2019年には10万人を超えるなど増加傾向。2018年の出入国管理法の改正により外国人材の更なる受入が推進される中、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

(4)困難を抱える子ども・青少年の状況

- 成長の過程での不登校、いじめ、暴力、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態などの状況も見られ、また、子どもの貧困率の問題も指摘。
- 困難を抱える子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家庭形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況が複雑に絡み合っている。また、親の抱える課題が一因となり、困難な状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆。

7

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』

- ◆ 子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。
- ◆ 子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。
- ◆ 横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

「子ども・青少年にとって」
の視点での支援

全ての子ども・青少年の
支援

それぞれの成長段階に応じ、
育ちの連続性を大切にする
一貫した支援

子どもの内在する力を
引き出す支援

家庭の子育て力を
高めるための支援

様々な担い手による
社会全体での支援
～自助・共助・公助～

8

第4章 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策

施策分野1	子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)
基本施策1	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
基本施策2	学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
基本施策3	若者の自立支援施策の充実
基本施策4	障害児への支援の充実
施策分野2	誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)
基本施策5	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
基本施策6	地域における子育て支援の充実
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
施策分野3	社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
基本施策9	ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進

9

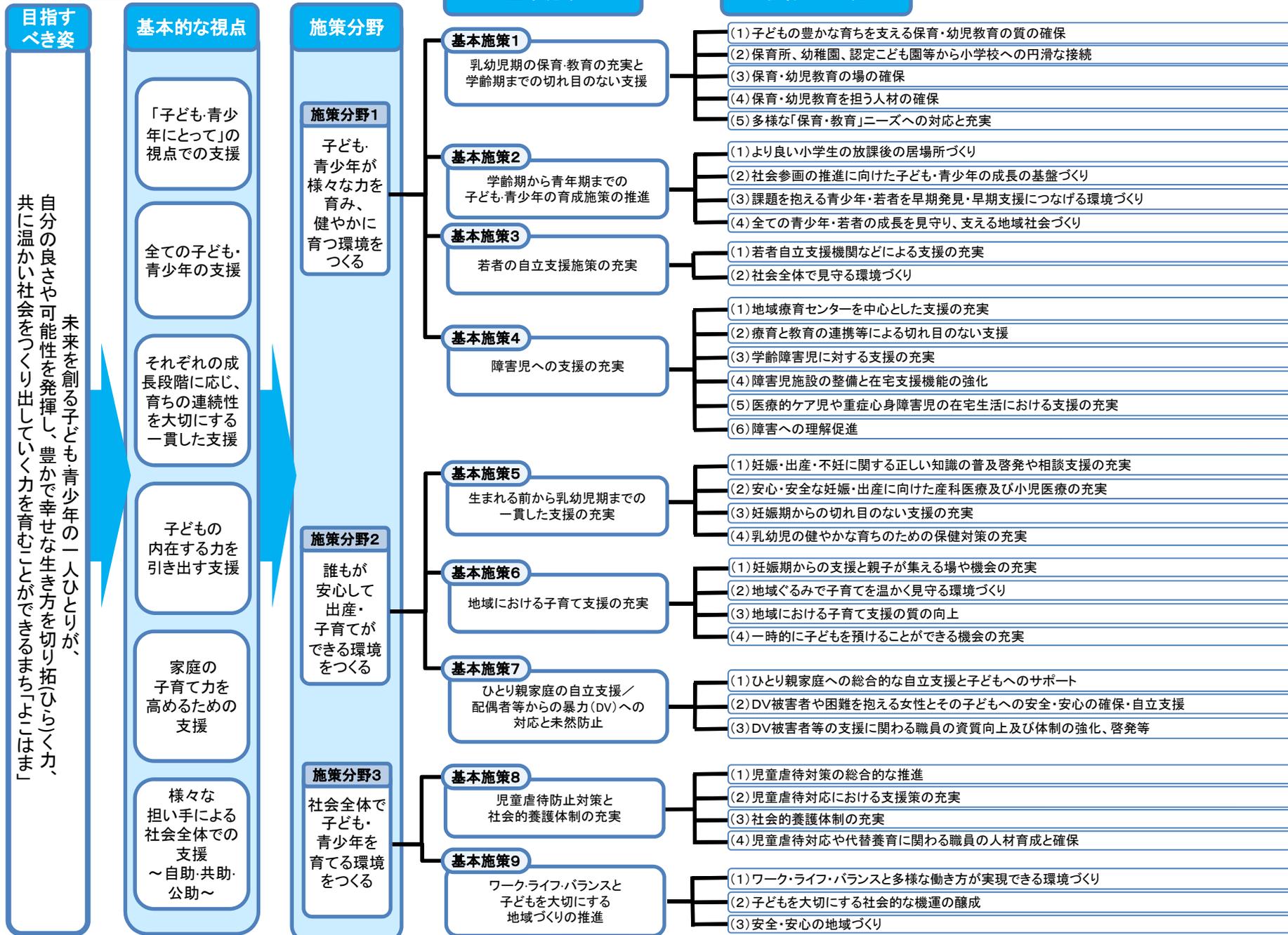
第4章 施策体系と事業・取組

2 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標	施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人	施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20% (平成30年度)	52%			11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%		基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人			基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)
	基本施策3	5	若者自立支援機関における支援に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,780人		14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数(5か年)	160人 (平成30年度)	1,480人		基本施策8	15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
	基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)	2.6か月			16	里親等の新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件
		8	児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人			基本施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)
	9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人	18		男性の育児休業取得率		7.2% (平成29年度)	13%	

10

3 施策体系図



基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

- 子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向。
- 都市化や少子化により、子ども同士の交流機会、放課後等の集団遊びの機会、子どもやその保護者と地域のつながりが減少。
- 子どもの小学校入学後に就労を継続または就労し始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要。
- 中高生世代になると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が減少。
- 第三の場における多様な人との交流や体験の機会が少ないと、多様な価値観に触れ、自ら判断したり選択したりする力や他者と関係する力、挑戦する意欲を育みにくくなる。

- 本市調査では、「自分のことが好きである」に「あてはまらない」と回答した生徒ほど、「居場所がない」等と回答しており、自己肯定感が低いほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向。
- 県の公立高校退学者数は増加傾向。多様な通学形態や広域化によりライフスタイルが広がり、中学時代以上に学校外の場が必要。
- 国の統計によると、少子化に伴い若年労働力は10年で約300万人減少する中で、若年無業者の数は約60万人前後で推移。

- 放課後の時間は、発達段階に応じた主体的な活動ができる「遊びの場」「生活の場」としていく必要があり、質の向上が求められる。
- 配慮が必要な児童の増加等に伴い、職員の専門性が求められる。また、学校の教職員と児童への共通理解を図る必要がある。
- 令和2年度以降は全小学校で放課後キッズクラブが提供ができる。一方で、十分な活動場所が確保できていないクラブがある。
- 保護者のニーズを踏まえ、運営主体を支援する取組が必要。

- 多様な地域資源がネットワークを構築することで、「子ども・青少年を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境を作っていくことが必要。

目標・方向性

- (1) より良い小学生の放課後の居場所づくり
- (2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (3) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

12

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

指 標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100% (令和3年度)
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人

主な事業・取組

- 放課後児童育成事業
- 青少年の地域活動拠点づくり事業
- 子ども・青少年の体験活動の推進
- プレイパーク支援事業
- 青少年育成に係る人材育成等の取組
- 青少年育成に係る広報・啓発の実施

13

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

現状と課題

- 親の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える青少年・若者が存在。
- 貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況がある。
- 家庭環境や社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっており、社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが増大。
- 中学校を卒業すると、地域社会と本人・家族がつながる機会が少なくなり、高校進学後は本人に対する支援も少なくなることが課題。
- 高校中退者は増加傾向だが、中学卒業資格者に対する求人が少ないため、進路選択の幅が狭くなる。
- 本市調査では、15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約15,000人いると推計され、平成24年度調査時の約8,000人と比較して増加していると推定。また、40～64歳では約12,000人と推計。
- 内閣府の調査では、40歳～64歳のひきこもり状態の方が全国で推計61万3千人。調査回答者のひきこもり期間は7年以上が半数で、30年以上も6%と報告。ひきこもりは、若者特有の課題にとどまらず、社会問題化しているため、国の動向等を踏まえながら、今後のひきこもり支援施策の検討が必要。
- 本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込むことでひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられ、早期発見・早期支援することが求められる。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた段階的な支援が必要。
- ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要。
- 家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力を身に着けることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の環境整備が必要。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要。

目標・方向性

- (1) 若者自立支援機関などによる支援の充実
- (2) 社会全体で見守る環境づくり

14

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

指標

	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数(5か年)	1,038人 (平成30年度)	1,780人
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数(5か年)	160人 (平成30年度)	1,480人

主な事業・取組

青少年相談センター事業

地域ユースプラザ事業

若者サポートステーション事業

生活困窮状態の若者に対する相談支援事業

よこはま型若者自立塾

寄り添い型生活支援事業

寄り添い型学習支援事業

青少年の地域活動拠点づくり事業
(基本施策2の再掲)

身近な地域に出向いた相談等の実施

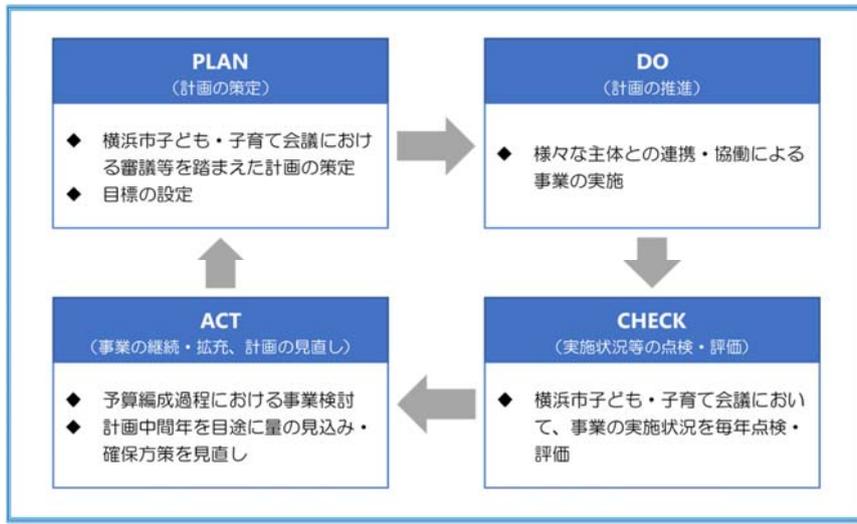
若者自立支援に係る人材育成、
関係機関支援及びネットワーク構築

15

第6章 計画の推進体制等について

1 計画の点検・評価

- 横浜市子ども・子育て会議において、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保を推進
- 第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議において、毎年度計画の実施状況について点検・評価を実施
- 実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表



16

第6章 計画の推進体制等について

2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられている。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど広く意見を聞きながら検討
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、幅広く連携しながら計画を推進

3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、専門職の確保が課題として指摘。また、複雑・多様化する課題に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要
- 少子高齢化や共働き家庭の増加などにより地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくため、地域における担い手の育成・確保も重要
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも取り組み、更なる支援の充実を推進

4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という声がある。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題
- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、新たな情報発信・提供の取組も行われている。
- 計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討

17

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

素案(案)

計画期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

(青少年部会用抜粋)

目次

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について	1
1 計画の趣旨・位置付け.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の対象.....	1
4 本市における他計画との関係.....	3
第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況	4
1 人口や少子化の状況.....	4
2 家庭の状況.....	6
3 地域・社会の状況.....	14
4 第1期計画の振り返り.....	19
第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点	25
1 目指すべき姿.....	25
2 計画推進のための基本的な視点.....	26
第4章 施策体系と事業・取組	30
1 施策分野・基本施策.....	30
2 施策体系図.....	31
3 指標一覧.....	33
4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性.....	34
施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる	35
基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援.....	35
基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進.....	49
基本施策3 若者の自立支援施策の充実.....	57
基本施策4 障害児への支援の充実.....	64
施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる	71
基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実.....	71
基本施策6 地域における子育て支援の充実.....	83
基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止.....	91

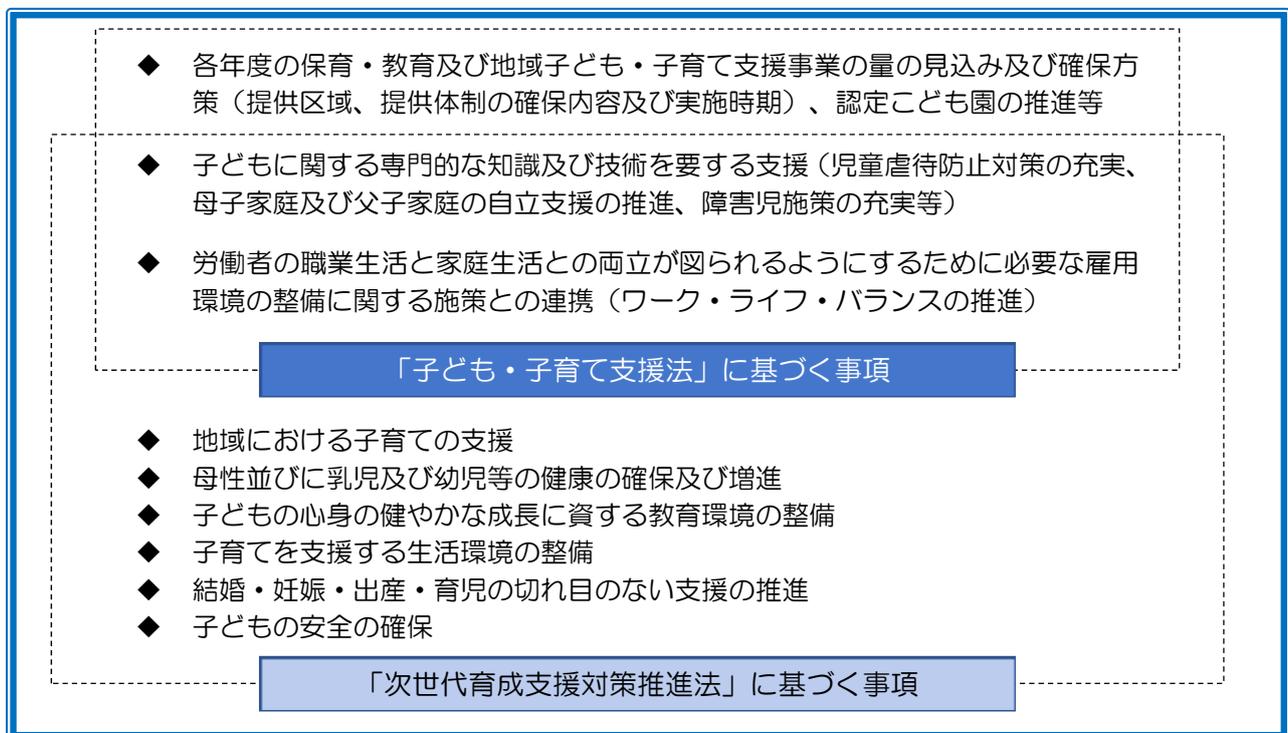
施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる.....	102
基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実.....	102
基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進.....	111
第5章 量の見込み、確保方策.....	118
1 保育・教育に関する施設・事業.....	119
2 地域子ども・子育て支援事業.....	125
第6章 計画の推進体制等について.....	157
1 計画の点検・評価.....	157
2 様々な主体による計画の推進.....	158
3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進.....	158
4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進.....	158
第7章 参考資料.....	160

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1 計画の趣旨・位置付け

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定め、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援、母子の健康の増進、若者の自立支援、児童虐待防止対策の充実など、生まれる前から青少年期までの切れ目のない総合的な支援を推進します。

<本計画への記載事項>



2 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、若者の自立支援については39歳までを対象にするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

<本計画の根拠となる法の基本理念>

◆子ども・子育て支援法◆

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆次世代育成支援対策推進法◆

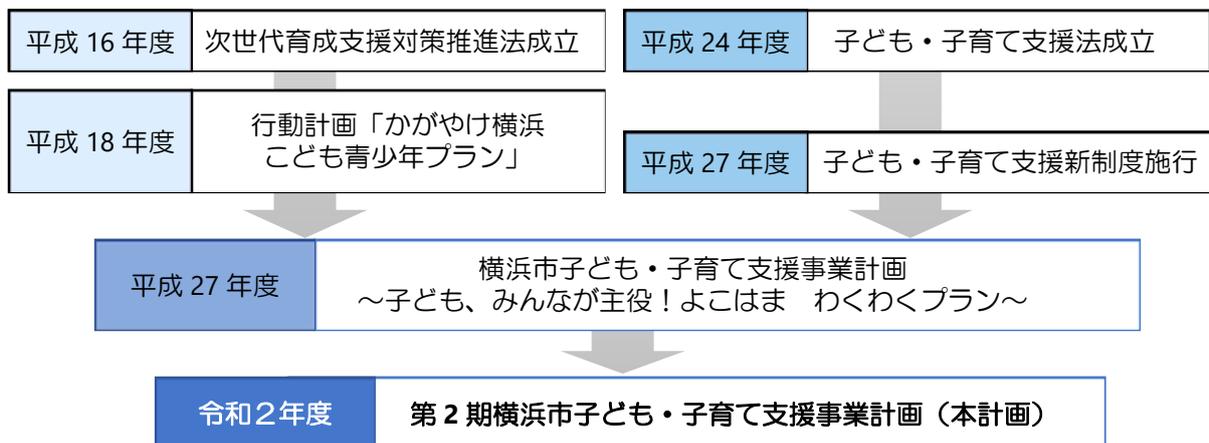
(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

<関連法制度の変遷と本市における関連計画の策定経過>



4 本市における他計画との関係

横浜市基本構想（長期ビジョン）や横浜市中期4か年計画をはじめ、子ども・青少年施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進します。

<関連する主なビジョン・計画>



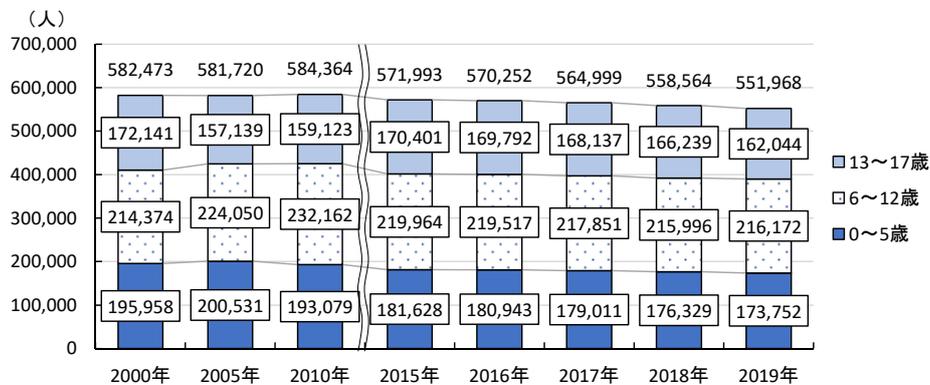
第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

1 人口や少子化の状況

(1) 出生数、合計特殊出生率の推移

○ 本市の18歳未満の人口は、2019（平成31）年時点で約55万人となっています。20年前の2000（平成12）年と比較すると約3万人減少しており、そのうち0～5歳人口の減少が約2万人となっています。

図表 2-1 子ども（0～17歳）の人口推移

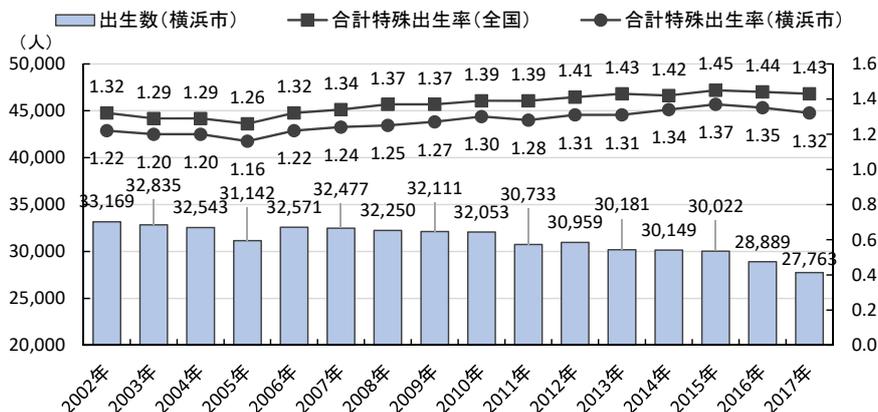


(出典) 横浜市 (各年1月1日時点)

○ 本市の出生数は減少傾向にあります。2016（平成28）年には3万人を割り、2017（平成29）年時点で約2.8万人となっています。2002（平成14）年の約3.3万人と比較すると、15年間で約16%減少しています。

○ 本市の合計特殊出生率は2005（平成17）年以降上昇傾向に転じ、2015（平成27）年には1.37となりましたが、その後低下し、2017（平成29）年時点で1.32となっています。また、全国の合計特殊出生率と比較すると、低い水準で推移しています。

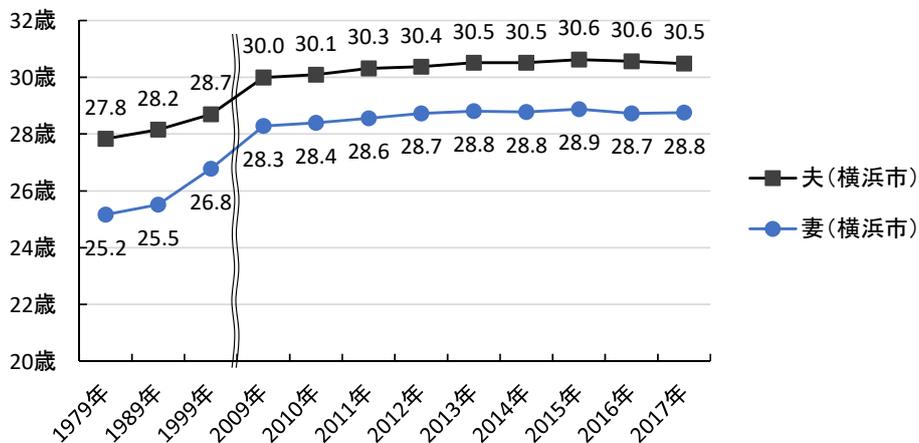
図表 2-2 合計特殊出生率と出生数の推移



(出典) 厚生労働省人口動態統計

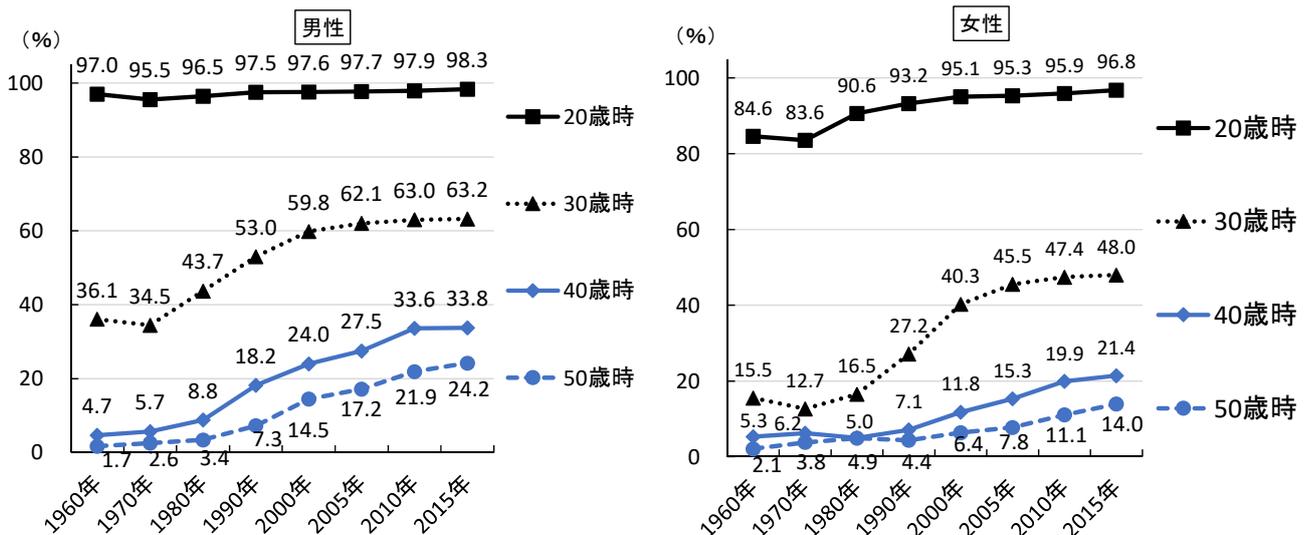
- 本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに過去40年間で3歳程度上昇し、2017（平成29）年時点で夫30.5歳、妻28.8歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- また、本市の未婚割合は、男女とも、いずれの年齢時においても上昇傾向にあります。2015（平成27）年における40歳時での未婚割合は、男性33.8%、女性21.4%となっています。また、50歳時の未婚割合は男性24.2%、女性14.0%となっており、未婚化が進んでいます。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものですが、少子化は、地域や社会の担い手の減少、現役世代の負担増加などに加え、子ども数の減少による、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も指摘されています。

図表 2-3 平均初婚年齢の推移



(出典) 横浜市保健統計年報

図表 2-4 未婚割合(※)の推移



※各年齢時の未婚割合は、5歳階級ごとの未婚率の平均値によって算出されている。例えば、20歳時の未婚割合は、15～19歳未婚割合と、20～24歳未婚割合の平均値となっている。

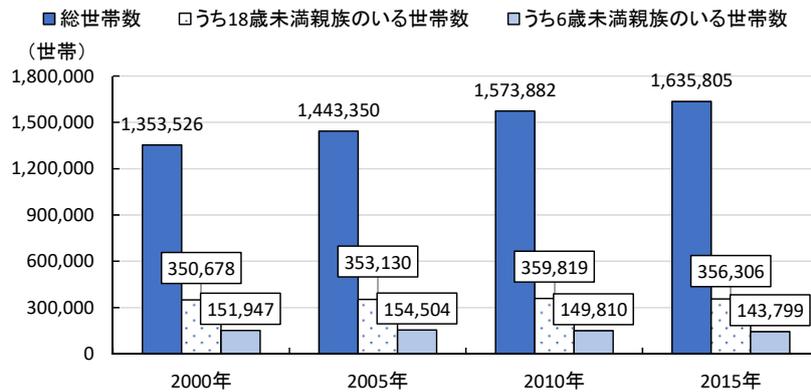
(出典) 国勢調査

2 家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

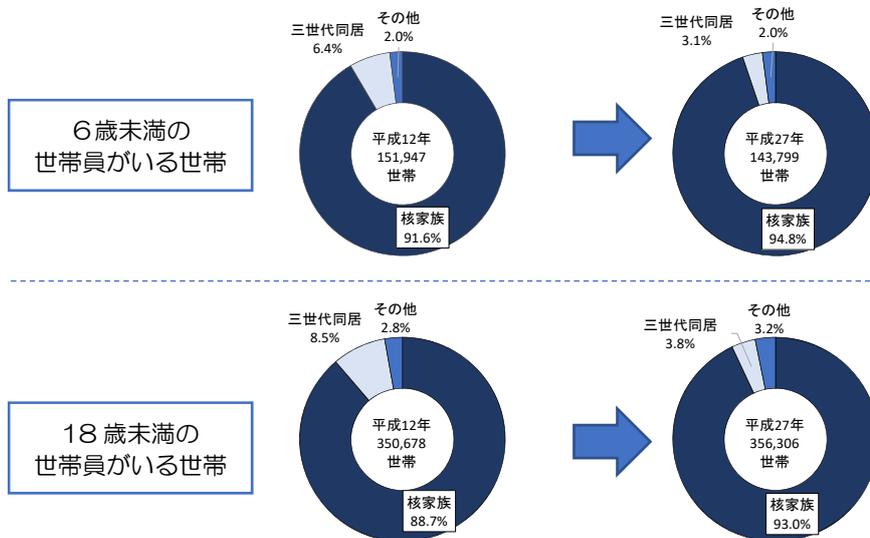
- 本市の総世帯数は、2000（平成12）年の約135万世帯から増加を続け、2015（平成27）年時点で約164万人となっています。一方で、子どもがいる世帯は減少しており、6歳未満親族のいる世帯数は、2000（平成12）年に15.2万世帯（11.2%）だったところ、2015（平成27）年には約14.4万世帯（8.8%）となっています。
- また、三世帯同居世帯の減少や核家族化などによって、家族の規模が小さくなっています。2015（平成27）年時点で、6歳未満の世帯員がいる世帯の約95%が核家族となっています。
- このような世帯状況の変化のなか、子どもの世話をしたことがないまま、育児を行うことになる人が多く、加えて、近くに両親がいないなど祖父母世代の協力を得られず、不安や負担を感じている子育て家庭の存在もあります。

図表 2-5 世帯数の推移



(出典) 国勢調査

図表 2-6 子どものいる世帯の世帯類型の変化（核家族化）

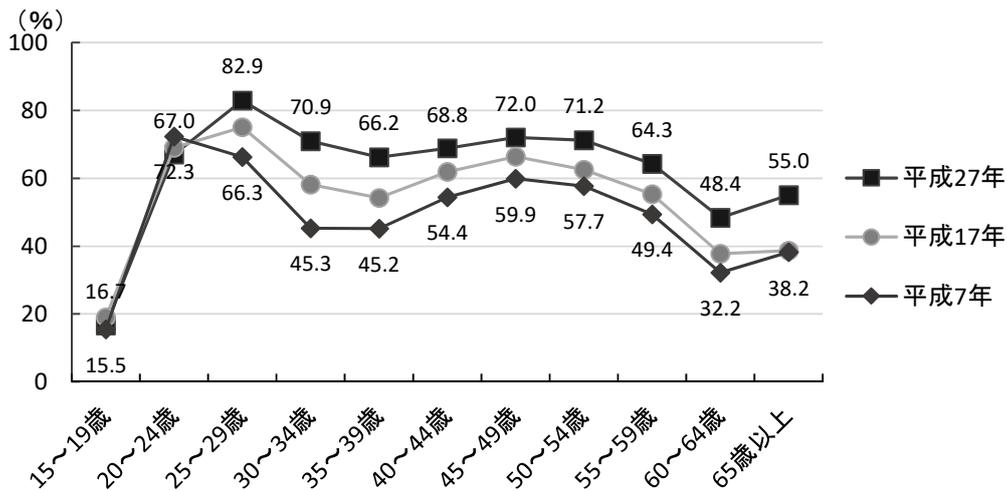


(出典) 国勢調査

(2) 就労状況の変化（共働き家庭の増加）

○ 本市の女性の年齢階級別の労働力率は、出産や子育て期に当たる30代前後で労働力率が低下する、いわゆる「M字型カーブ」の谷間が形成されていますが、そのM字型の底は過去20年間で浅くなっています。30～34歳の女性の労働力率は、平成7(1995)年には45.3%でしたが、平成27(2015)年には70.9%となっており、20年間で約25ポイント上昇しています。

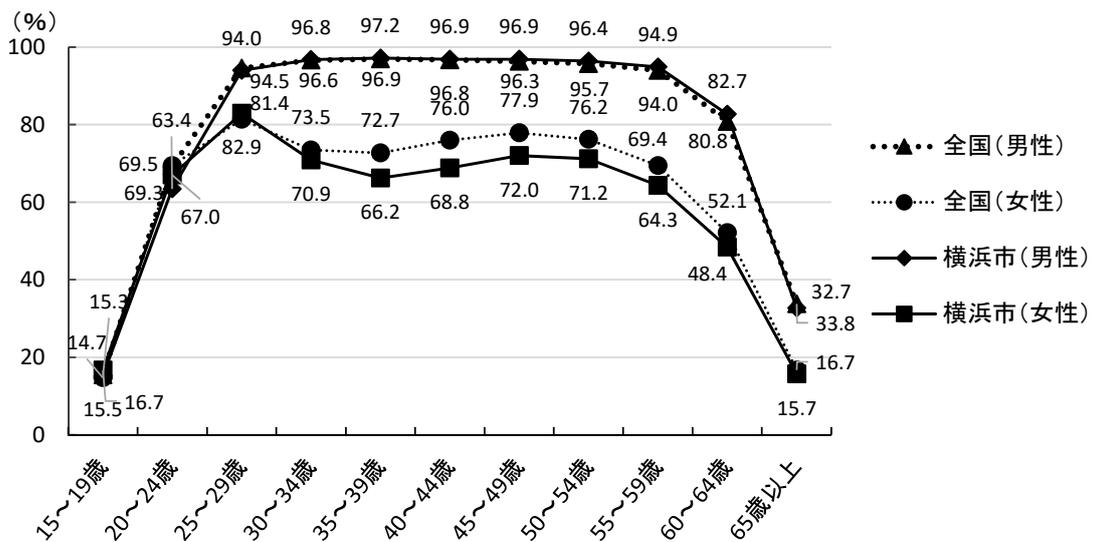
図表 2-7 本市の年齢別の女性の労働力率（推移）



(出典) 国勢調査

○ 平成27(2015)年の本市の女性の労働力率と、全国の女性の労働力率とを比較すると、35～39歳で6.5ポイント、40～44歳で7.2ポイント、本市が低い水準にあります。

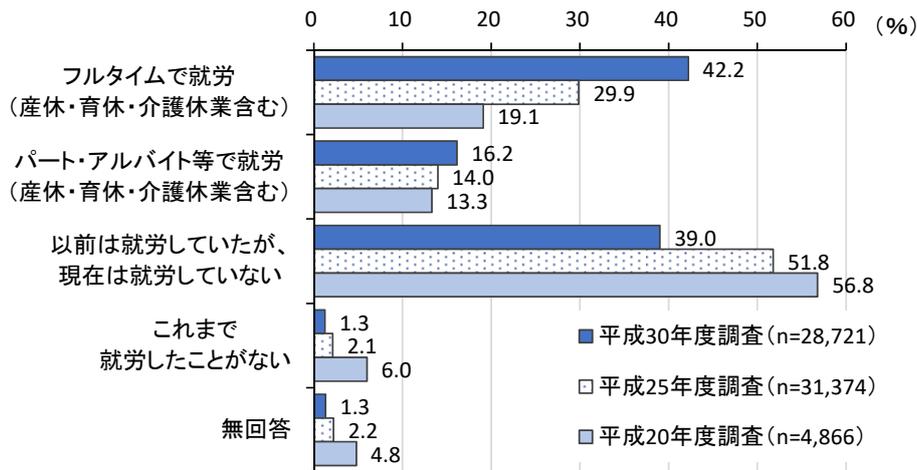
図表 2-8 年齢別の労働力率（男女比較と全国・本市比較）



(出典) 国勢調査

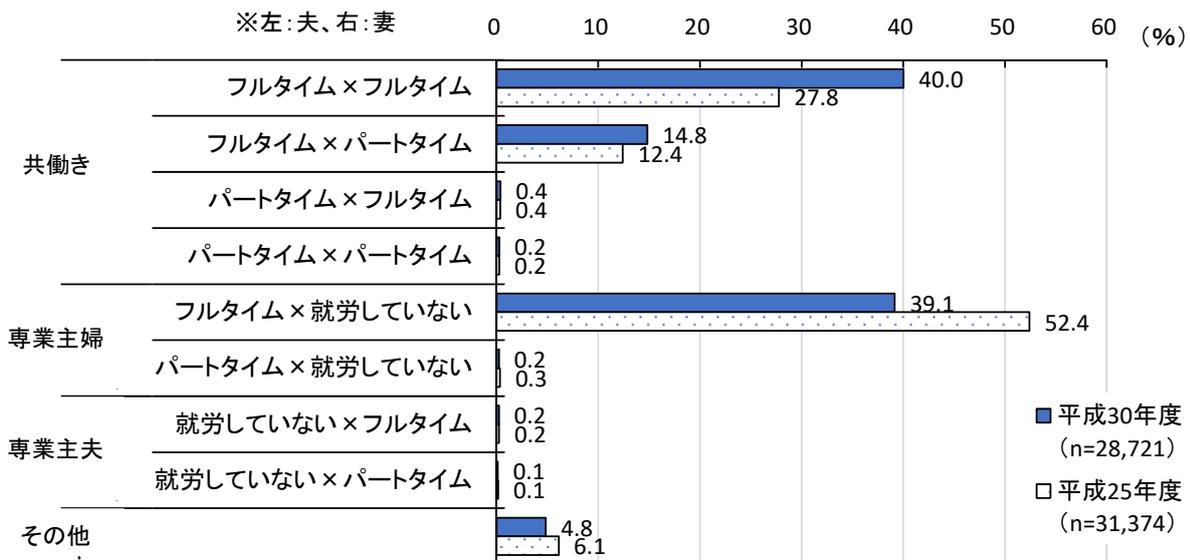
- 「横浜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」(以下、「ニーズ調査」という)によると、母親の現在の就労状況について、フルタイムで就労している母親の割合やパート・アルバイト等で就労している母親の割合が上昇傾向にあり、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」母親が減少傾向にあります。
- 世帯の就労状況については、夫・妻ともにフルタイムで就労している共働き世帯の割合が上昇傾向にあり平成30(2018)年度のニーズ調査では、40.0%を占めています。一方で、専業主婦の世帯は減少傾向にあります。

図表 2-9 母親の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

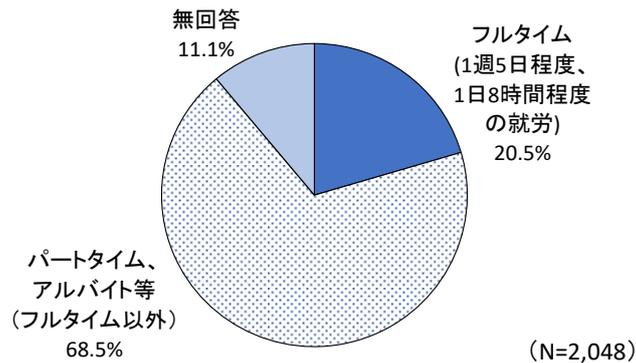
図表 2-10 世帯の就労状況の推移



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

- また、現在未就労の母親については、「子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）」と回答した割合は19.0%、就労したいと回答した割合は73.5%となっています。
- 現在未就労の母親が希望する就労形態は、「フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）」が20.5%、「パートタイム、アルバイト等（フルタイム以外）」が68.5%となっており、フルタイムに限らず多様な働き方に対するニーズがあります。

図表 2-11 現在未就労の母親が希望する就労形態



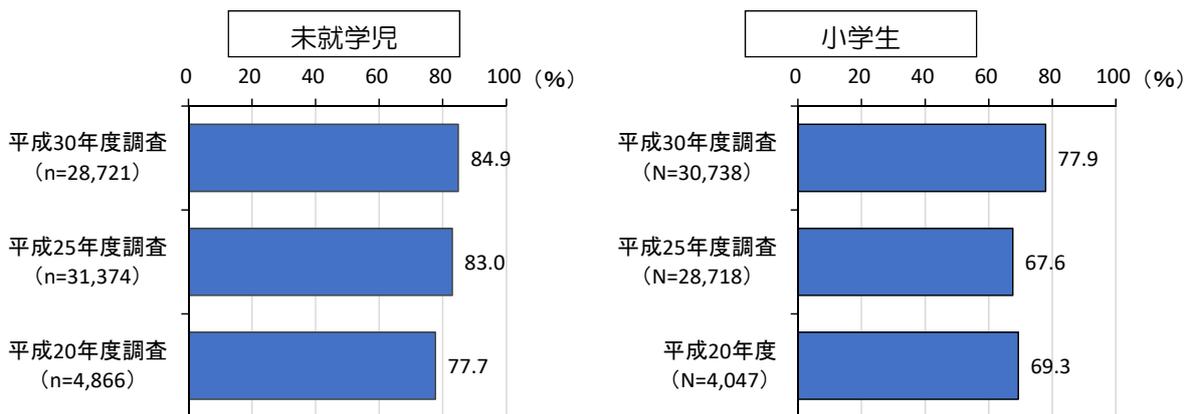
(出典)横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度、未就学児)

- 働き方改革が進められる中、テレワークやフレックスタイム制、ワークシェアリングなど柔軟で多様な働き方が推進されています。また、企業主導型保育事業を活用した保育施設や託児所付きオフィスを設ける企業の取組も増えるなど、子育て世帯の希望を踏まえた、仕事と子育ての両立に向けた様々な働き方に対応した取組も見られます。
- 以上のように、フルタイムかパート・アルバイトという就業形態に加え、働く場所や時間の多様な働き方など、様々な働き方のニーズに対応できるよう、保育基盤や子育て支援の充実と併せて、企業や地域など社会のあらゆる担い手がそれぞれの役割を果たし、安心して子育てができる社会環境を作っていくことが求められています。

(3) 子育ての不安感・負担感

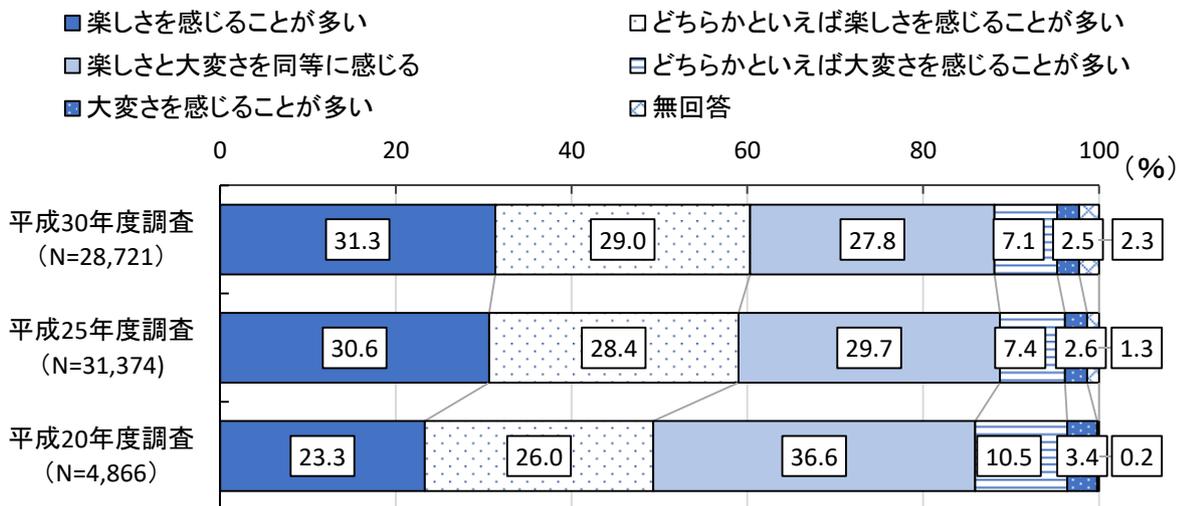
○ ニーズ調査によると、子育ての満足度は過去10年間で上昇傾向にあります。平成30(2018)年度調査では、未就学児のいる世帯では84.9%が、小学生のいる世帯では77.9%が、子どもを育てている現在の生活に満足していると回答しています。また、子育ての「楽しさを感じることが多い」と「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」を合わせた人が増加傾向にあり、平成30(2018)年度時点では約6割となっています。

図表 2-12 子育ての満足度



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査

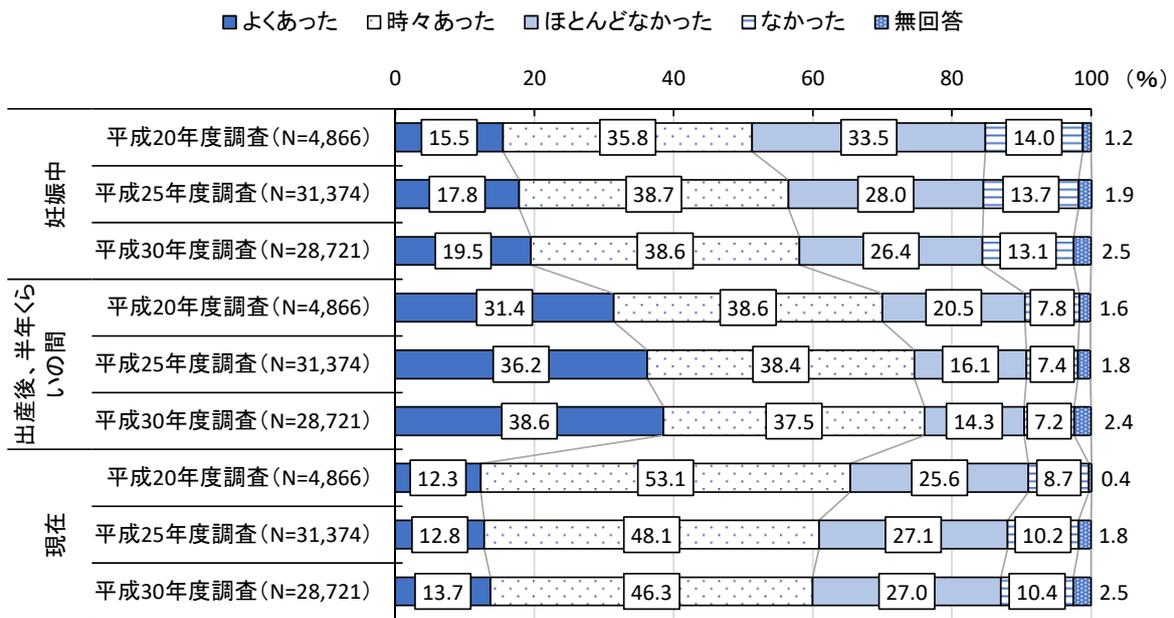
図表 2-13 子育ての楽しさと大変さ



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (未就学児)

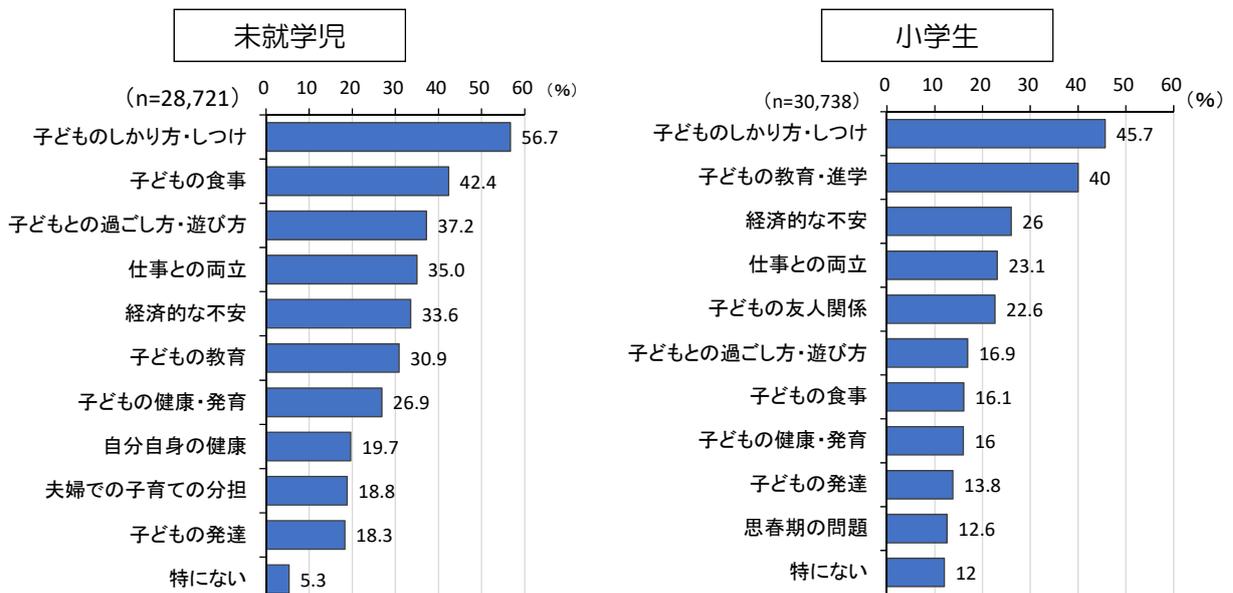
- 一方、「大変さを感じることが多い」と「どちらかといえば大変さを感じるが多い」を合わせた割合は、約1割となっています。さらに、同調査では、特に、「妊娠中」や「出産後、半年くらいの間」において、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」がある人の割合が増えています。
- 加えて、子育てに関して何らかの悩みを持っている方が9割程度であり、子どもの年齢に応じて感じる悩みや困りごととも様々となっています。

図表 2-14 子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)

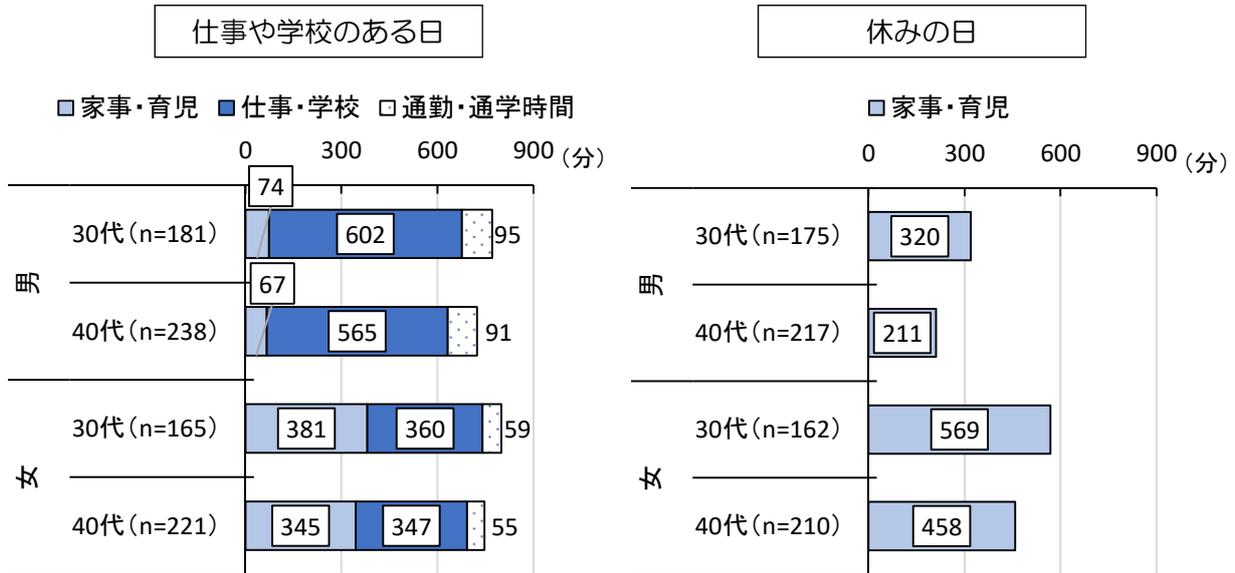
図表 2-15 子育ての悩みや困りごと【上位10位、複数回答】



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度)

○ 女性の就労により共働き家庭は増加していますが、男性の家事・育児時間に費やす時間は、女性と比較して短くなっています。仕事や学校のある日は、「家事・育児」に費やす時間が、男性よりも女性が約5倍多くなっています。また、休みの日においても、男性よりも女性が約2倍多くなっています。これらを踏まえると、共働きの子育て世帯においても、母親に負担が多くかかっている状況が推察されます。

図表 2-16 生活の中で各活動に費やしている時間



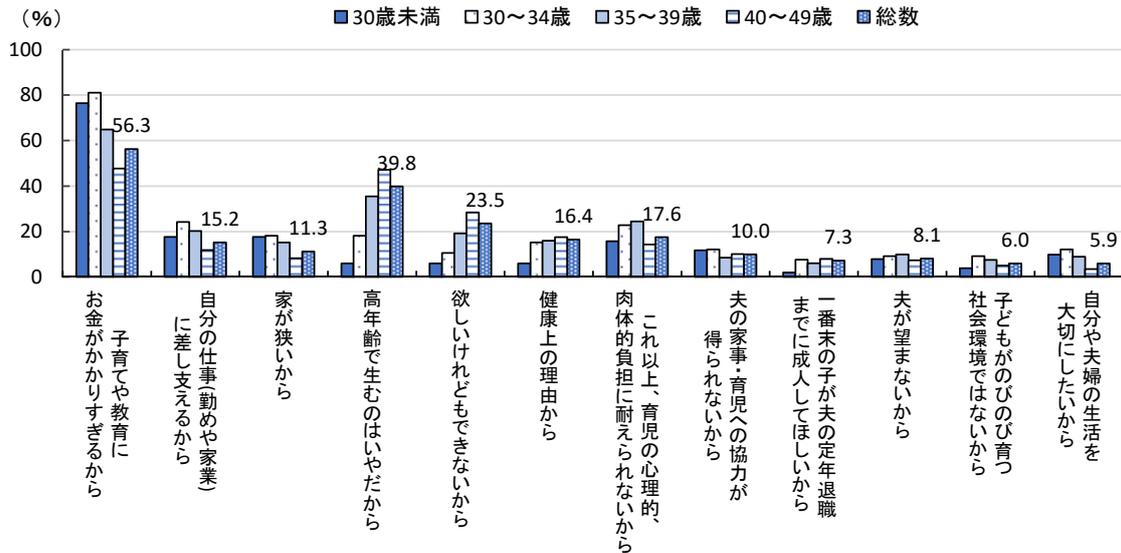
(出典) 横浜市男女共同参画に関する市民意識調査(平成30年度)

○ 子育てに関する不安や負担を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

出産に対する意識

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）によると、理想の子ども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答した人の割合は56.3%、「高年齢で生むのはいやだから」と回答した人の割合が39.8%、「欲しいけれどもできないから」と回答した人の割合が23.5%、「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と回答した人の割合が17.6%を占めています。経済的な障壁、高年齢出産、育児の身体的・心理的負担等により理想の子ども数を持たない状況がうかがえます。

図表 2-17 妻の年齢別にみた理想の子ども数を持たない理由

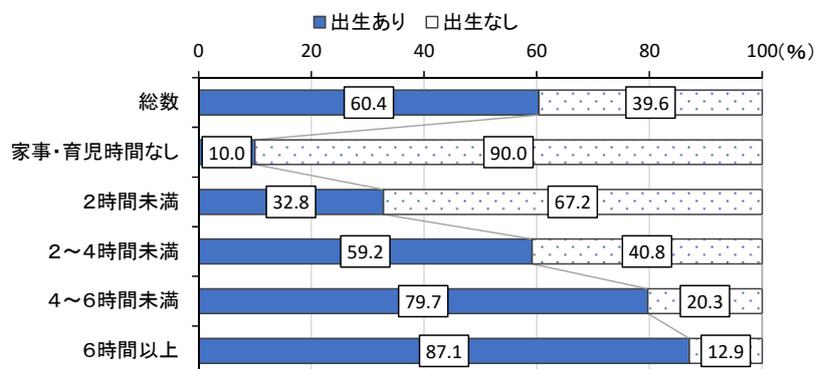


※棒グラフ上の数値は総数にのみ掲載

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年度）

また、構成労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）によると、夫の休日の家事・育児時間と、第2子以降の出生状況には正の関係性が見られます。

図表 2-18 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



(出典) 厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年度）

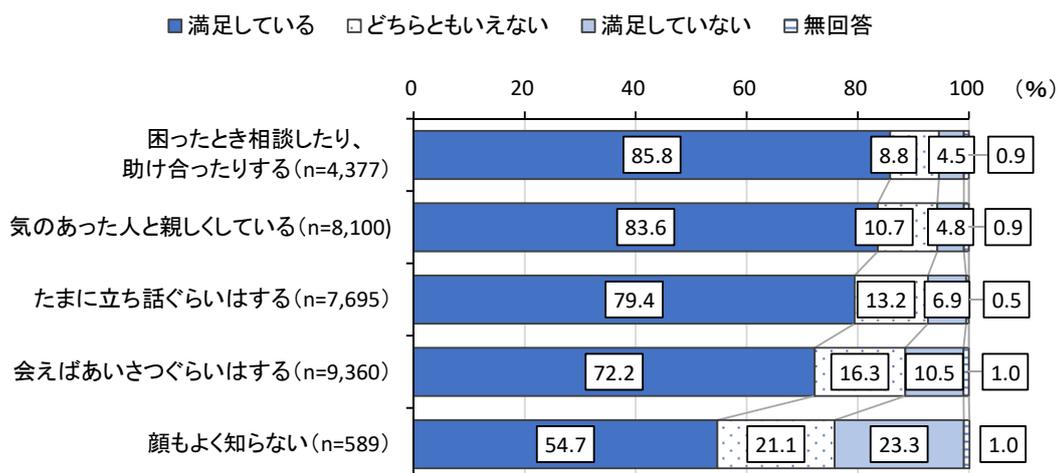
出産や子育ては個人の選択であることを前提としながら、希望する人が子どもを出産・育児できるよう、経済的な支援の充実に加えて、出産・育児に対する不安感や負担感の軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、多様な観点から、安心して出産・子育てができる環境づくりを進める必要があります。

3 地域・社会の状況

(1) 地域のつながりの希薄化

- 「横浜市民意識調査」によると、隣近所との付き合い方として、「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」といった比較的親密な付き合い方をしている人の割合は1975（昭和50）年には3割を超えていましたが、2018（平成30）年には10%を下回る結果となっています。また、隣近所との付き合い方に対する考え方について、「互いに干渉しあわず、さばさばしていて暮らしやすい」と感じる人が73.6%となっており、1980（昭和55）年から23.2ポイント増加しています。
- 平成27（2015）年度の「横浜市民意識調査」では、自分にできることで地域や社会に役立つ活動をしてみたいと回答した人（「してみたい」及び「してみたいが今はできない」の合計）は約6割となっています。また、平成26（2014）年度の同調査では「子どもの見守りや子育て中の人への支援」については、住民自身が取り組むべき地域の課題として上位に挙がっています。
- 本市では、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）数が増加傾向にあり、平成30（2018）年度末時点では1,526の認証法人が設立されています。その内「子どもの健全育成を図る活動」を実施している団体は、全体の約4割強となっており、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺えます。
- ニーズ調査では、近所の人との付き合い方として比較的親密な付き合い方をしているの方が子育ての満足度が高いという結果がでており、安心した子育て環境をつくる上でも、地域のつながりづくりは重要な視点となっています。

図表 2-19 近所の人との付き合い方別の子育ての満足度



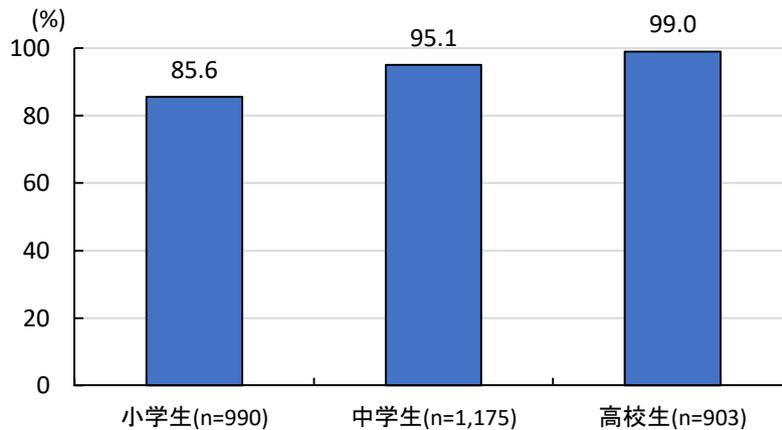
(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（平成30年度、小学生）

- 地域のつながりづくりを進めていくためには、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域子育て支援拠点などをはじめ、自治会・町内会などの地縁組織、子育て支援に取り組むNPO法人などを含めた、多様な地域資源との連携が重要になります。

(2) 情報化社会の進展

○ 内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成30(2018)年度)によれば、インターネットを利用している割合は、小学生で85.6%、中学生で95.1%、高校生で99.0%と、年齢が上がるほどインターネットを利用している子ども・青少年の割合が多くなっています。そのうち、スマートフォンを使ってインターネットを利用している割合は、小学生では40.7%、中学生では65.8%となり、高校生では94.3%となっています。

図表 2-20 子どものインターネットの利用割合



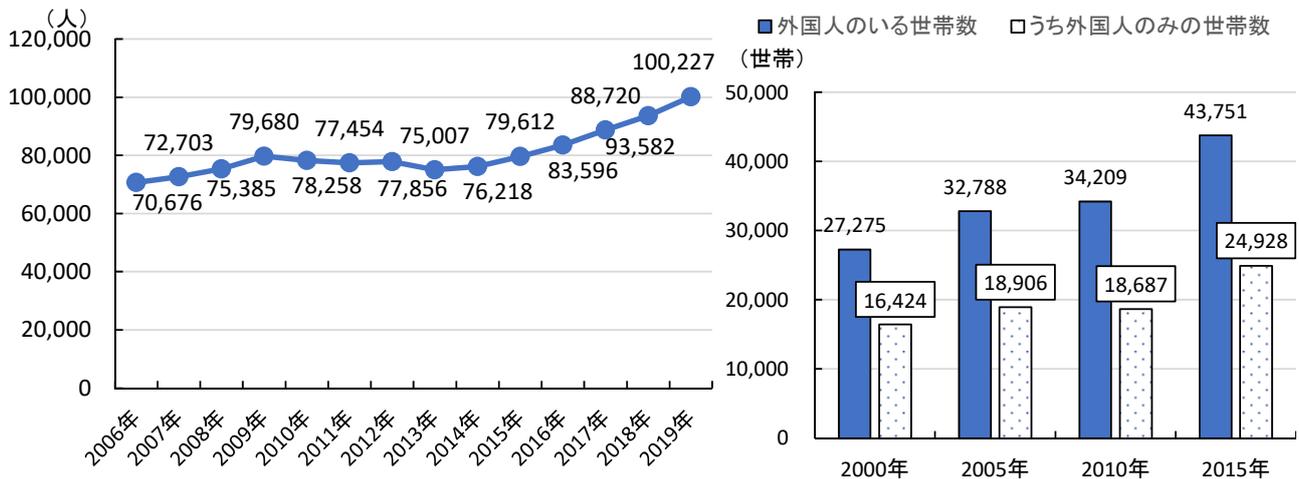
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」(平成30年度)

- インターネットの危険性について説明を受けたり学んだりしたことがあると回答した割合は、小学生は77.2%、中学生は92.9%、高校生は95.8%となっています。
- また、0~9歳の子どもの持つ保護者の回答によると、子どものインターネット利用割合は56.9%であり、平均利用時間は88分、1日に2時間以上と回答した割合は、24.7%となっています。
- 子どもたちにとっても、情報化社会の進展は、コミュニケーションの方法や対象の範囲を広げるとともに、学習や情報収集などの面でも有効であり、教育をはじめとする様々な分野で生かされてきています。一方で、インターネット利用の早期化と合わせ、SNSなどによるトラブル、オンラインゲーム・動画視聴等の長時間の利用による生活習慣の乱れやネット依存、有害な情報サイトへのアクセスによる犯罪被害など、様々な問題も指摘されており、児童の健全育成に向け、情報モラル・マナーを向上させることが求められます。

(3) 国際化の状況と多文化共生

- 本市における外国人人口は増加傾向にあり、2019(平成31)年には10万人を超えました。また、2015(平成27)年の国勢調査では外国人のみの世帯数は約2万5千世帯となっています。

図表 2-21 外国人人口と世帯数



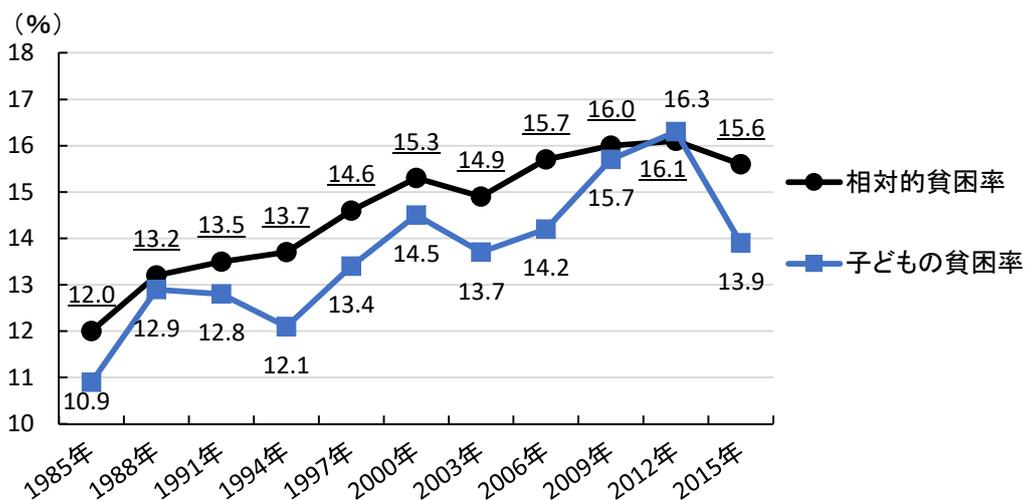
(出典) 横浜市、国勢調査

- 平成30(2018)年の出入国管理法の改正により新たな在留資格が設けられ、外国人材の更なる受入が推進される中、今後も外国人人口が増加することが見込まれます。言語・コミュニケーションや生活習慣・文化の問題はもちろんのこと、福祉、保健、医療、教育など様々な分野での対応を進める必要があり、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要となっています。

(4) 困難を抱える子ども・青少年の状況

- 本来、家庭や地域で見守られながら健やかに成長し、自立していく子ども・青少年が、成長の過程でのいじめ、不登校、虐待、自傷行為、自殺企図等、さらには若年層でのひきこもり、無業状態等により、深刻な状況にあるということも少なくありません。
- 近年、子どもの貧困率の問題も指摘されており、子ども・青少年の育ちに関する影響が懸念されるとともに、就学・進学、就職の際に困難な状況に陥る状況も見られます。
- こうした子ども・青少年の養育環境における課題の背景には、経済的困窮、多様な家族形態、障害・疾病、社会的孤立など様々な状況があり、それぞれが複雑に絡み合っています。また、親の抱える課題が一因となり、幼少期からの機会・選択肢の不平等や子どもの養育環境に格差が生まれ、それがさらに成人後の経済的困窮につながっていくなど、困難状況が親から子へ引き継がれる「世代間連鎖」が存在することも示唆されています。
- 直接的な経済的困窮対策だけではなく、子どもが抱えるこれらの困難についても、世代間連鎖を断つという視点での支援が必要となります。併せて、複合的・重層的な課題を抱えるケースが見られる中では、支援者同士が連携・情報共有しながら、切れ目のない伴走的支援を進めていくことが求められます。
- さらに、子ども・青少年自身が、共に社会で生きていくことができるように、仲間と出会い、活動できる居場所をつくることも重要です。居場所では、支援された子ども・青少年が、他の子ども・青少年の支援に回る「ピアサポート」を進めることで、支え合い、励まし合う関係をつくることができます。同じ経験をした立場だからこそ、支援者とは異なる視点で互いに支え合うことができ、自分自身を見つけていくことができるという、双方にとっての効果が期待されます。

図表 2-22 貧困率の推移



(出典) 厚生労働省

本市における子どもの貧困対策について

- 国では、平成26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26(2014)年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。大綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進することを目指しています。
- 本市では、国が策定した大綱を踏まえ、横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守るとともに、家庭の経済状況によって養育環境に格差が生まれ、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすること等で貧困が連鎖することを防ぐために、実効性の高い施策を展開すること、また、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、子どもの貧困対策に関する基本目標や基本的な考え方などを盛り込んだ「横浜市子どもの貧困対策に関する計画(平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)」を策定し、総合的な対策に取り組んでいます。

<横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要>



4 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の進捗状況については、毎年度、横浜市子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。平成30（2018）年度までの4か年における、各基本施策の主な取組状況は以下のとおりです。

※ 第1期計画の毎年度の点検・評価結果（各基本施策の指標や主な事業・取組の進捗状況）は、こども青少年局ホームページに掲載しています。

基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

【これまでの主な取組】

- 増加する保育ニーズに対応するため、既存資源の活用や保育所等の整備などを進め、平成27(2015)年度から4か年で11,500人0を超える受入枠を拡大しました。平成31（2019）年4月の保育所等利用申請者数は過去最大の69,708人、待機児童数は46人となりました。
- 一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう、各区の状況に応じて保育・教育コンシェルジュの増員を図るなど、相談支援体制を充実させました。
- 経験年数7年以上の全ての保育等の処遇改善に向けた本市独自助成の実施や、保育士の宿舍借上げ経費の助成額・対象期間の拡充、就職面接会の実施、保育所等の利用調整における保育士の子の優先的取扱いの開始など、保育・幼児教育を担う人材の確保に向けた取組を推進しました。
- 幼児教育・保育の質の向上を目指し、職員に向けた各種研修の実施に加え、各園の園内研修・研究を推進するため、園内研修リーダーの育成や、新設の保育所等を対象としたサポーターの派遣事業に取り組みました。また、小学校への円滑な接続に向け、横浜版接続期カリキュラム改訂版を発行するとともに、接続期カリキュラムに基づく研修など、幼保小連携の促進に取り組みました。
- 保育ニーズの多様化などに対応するため、幼稚園・保育所等での一時保育や休日保育、病児保育、24時間型緊急一時保育事業などに取り組みました。

【今後の取組の方向性】

- 保育・幼児教育の質の維持・向上に取り組むとともに、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大などによる保育・幼児教育の場の確保や保育・幼児教育を担う人材の確保を推進します。
- 病児保育事業や24時間型緊急一時保育事業の整備など、多様な保育ニーズへの対応に向け、実施施設の確保や運営の改善など更なる充実に取り組みます。

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

【これまでの主な取組】

- 留守家庭児童を含めた、全ての子どもたちの小学校における放課後の居場所を確保するため、4か年で184校の放課後キッズクラブを整備し、整備率を86%としました。また、4か年で73か所の放課後児童クラブの分割・移転を支援することで基準適合率を72%としました。
- 青少年関連施設、野外活動センター等における体験活動の提供を行うとともに、プレイパーク活動の

支援による豊かな遊びの環境づくりなど、青少年の多様な活動の機会を提供・推進しました。また、身近な地域で中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、地域資源を活用した社会参加プログラム等の体験活動を行うことができる「青少年の地域活動拠点」については、6か所目を平成29（2017）年11月に磯子区に設置しました。

【今後の取組の方向性】

- 引き続き、小学校における放課後の安心・安全な居場所を提供するとともに、子どもたちが放課後の時間を豊かに過ごすことができるよう、人材確保の支援や質の向上など、更なる事業の充実に取り組みます。
- 青少年の地域活動拠点について、平成30（2018）年度に、「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート」や有識者等へのヒアリングを行い、今後の事業の方向性を検討しました。引き続き、青少年に居場所や体験機会を提供するとともに、地域とより一層の連携を図ることで、地域で青少年を見守る環境づくりを推進します。

基本施策3 障害児への支援

【これまでの主な取組】

- 地域の中核機関である地域療育センターにおいて、相談申込み後の早期の個別面談を実施するほか、障害の特性が共通する子どもと保護者同士がグループ活動を行う広場事業に取り組みました。また、障害児の保育所等での受入れと併せて、地域療育センターによる保育所等への巡回訪問支援を行うなど、障害児の保育・教育の提供体制の充実を進めました。併せて、特に申込件数が多い西部地域療育センター及び東部地域療育センターにおいて、相談員の増員や相談場所の新設などを行うなど体制強化に取り組みました。
- 学齢期の障害児を対象に放課後等に療育訓練や余暇支援を受けられる放課後等デイサービス事業所が292か所（平成26（2014）年度：93か所）、主に未就学児の障害児への支援を行う児童発達支援事業所が125か所（平成26（2014）年度：55か所）となるなど、障害児への支援体制を拡充しました。
- 平成28（2016）年6月に在宅支援機能を備えた重症心身障害児施設を開所するとともに、既存の入所施設の再整備を行うなど、施設入所等が必要な重症心身障害児のための環境整備を図りました。
- 医療的ケアを日常的に必要とする方や重症心身障害児・者のライフステージに応じた在宅生活の支援を促進するため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターの養成を開始するなど、今後の支援体制の充実に向けた取組を推進しました。

【今後の取組の方向性】

- 地域療育センターについては発達障害に関する申込件数が増加している状況も踏まえ、引き続き、初診待機期間の短縮を目指すとともに、申込み後の速やかな面談の実施や地域支援の充実など、相談から診断、療育までの一貫した支援を推進します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所数が年々増加する中で、提供されるサービスの質

の維持・向上に取り組みます。

- 医療的ケア児・者等の在宅生活の支援を促進するため、多分野にわたる相談調整を行うコーディネーター配置し、支援体制の充実に取り組みます。

基本施策4 若者の自立支援の充実

【これまでの主な取組】

- 困難を抱える若者への支援として、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- ひきこもり等の困難を抱える若者の自立に向けて、新たに地域ユースプラザの職員を区役所に定期的に派遣し、より身近な専門相談窓口を設置するとともに、若者支援セミナー・相談会の全区での実施を開始しました。また、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援を開始しました。
- 経済状況や養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生への生活・学習支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施箇所数の増に取り組み、12か所に拡充しました。

【今後の取組の方向性】

- 区役所での定期的な相談窓口の設置や、よこはま若者サポートステーション・新横浜サテライトでの支援の開始など、相談につながりやすい体制づくりを進めており、引き続き、支援が必要な若者を支援につなげられるよう施策を展開していきます。
- 若者自立支援機関等における本人の状態に応じた段階的支援を行います。また、ひきこもり等の困難を抱える若者やその家族が孤立せずに、早期に適切な支援につながるよう、地域への理解促進・意識啓発に取り組みるとともに、関係機関との連携強化を図りながら、支援の質の向上に取り組みます。

基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

【これまでの主な取組】

- 妊婦健康診査への助成やこんにちは赤ちゃん訪問員による乳児家庭全戸訪問などを着実に進めるとともに、新生児期の聴覚の異常を早期に発見し、適切な支援につなげるため、新たに新生児聴覚検査事業を開始しました。また、新たに産婦健康診査や訪問による母乳相談を開始するなど、産後うつ等の早期対応や産前から産後の初期段階における産婦への支援を充実させました。
- 特定不妊治療費の助成について、初回助成額の倍増や新たに男性不妊治療への助成等を行いました。また、「にんしんSOSヨコハマ」を設置・運営し、休日や夜間の相談体制を充実させ、予期せぬ妊娠等で悩む方に対する支援を推進しました。
- 妊娠届出時の面接を実施、出産に必要な準備や利用できるサービス等を確認する「妊娠・出産・子育てマイカレンダー」を作成するなど、特に妊娠から産後4か月までの時期に切れ目のない支援を行う「母子保健コーディネーター」の区役所へのモデル配置を開始しました。

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

子ども・青少年は、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。彼らは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、さらに次の世代につながっていく。こうした連綿と続く営みにより横浜の未来は創られます。

子ども・青少年の成長と子育てを支援することは、一人ひとりの子ども・青少年や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題の一つです。

横浜で生まれた子どもたちが、地域の関わりの中で豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の6つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

1 「子ども・青少年にとって」の視点での支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

2 全ての子ども・青少年の支援

子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組みます。

3 それぞれの成長段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援

子ども一人ひとりの成長段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にす視点を持って取り組みます。

4 子どもの内在する力を引き出す支援

一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を自ら発揮することができるよう、その力を引き出していくという子ども・青少年への共感のまなざしと関わりを大切にす視点を持って取り組みます。

5 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

6 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助（※）」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、地域や様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

（※）自助＝自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

共助＝地域や仲間同士で互いに助け合いながら、できることを行う。

公助＝個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。

「子ども・子育て支援の意義」及び「児童福祉法の基本理念」について

子ども・子育て支援法に基づき内閣総理大臣が定める基本指針の中で、子ども・子育て支援の意義については、次のように示されています。

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

また、平成28（2016）年の児童福祉法の改正により、児童が権利の主体であることなどが理念として明確化され、改正法の中で次のように示されています。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づく基本指針における子ども・子育て支援の意義や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。

SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs(エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。
- SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。
- 横浜市中期4か年計画2018～2021において、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、横浜の未来を創る子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを目指す、横浜市子ども・子育て支援事業計画の目指すべき姿にも当てはまるものです。
- そのため、子ども・青少年施策を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



本計画の基本施策とSDGsの関係（主に貢献する目標）

<p>基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援</p> <p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>基本施策6 地域における子育て支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに</p>
<p>基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進</p> <p>1 貧困をなくそう 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p>基本施策3 若者の自立支援施策の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p>基本施策4 障害児への支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にできる地域づくりの推進</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <p>1 貧困をなくそう 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	

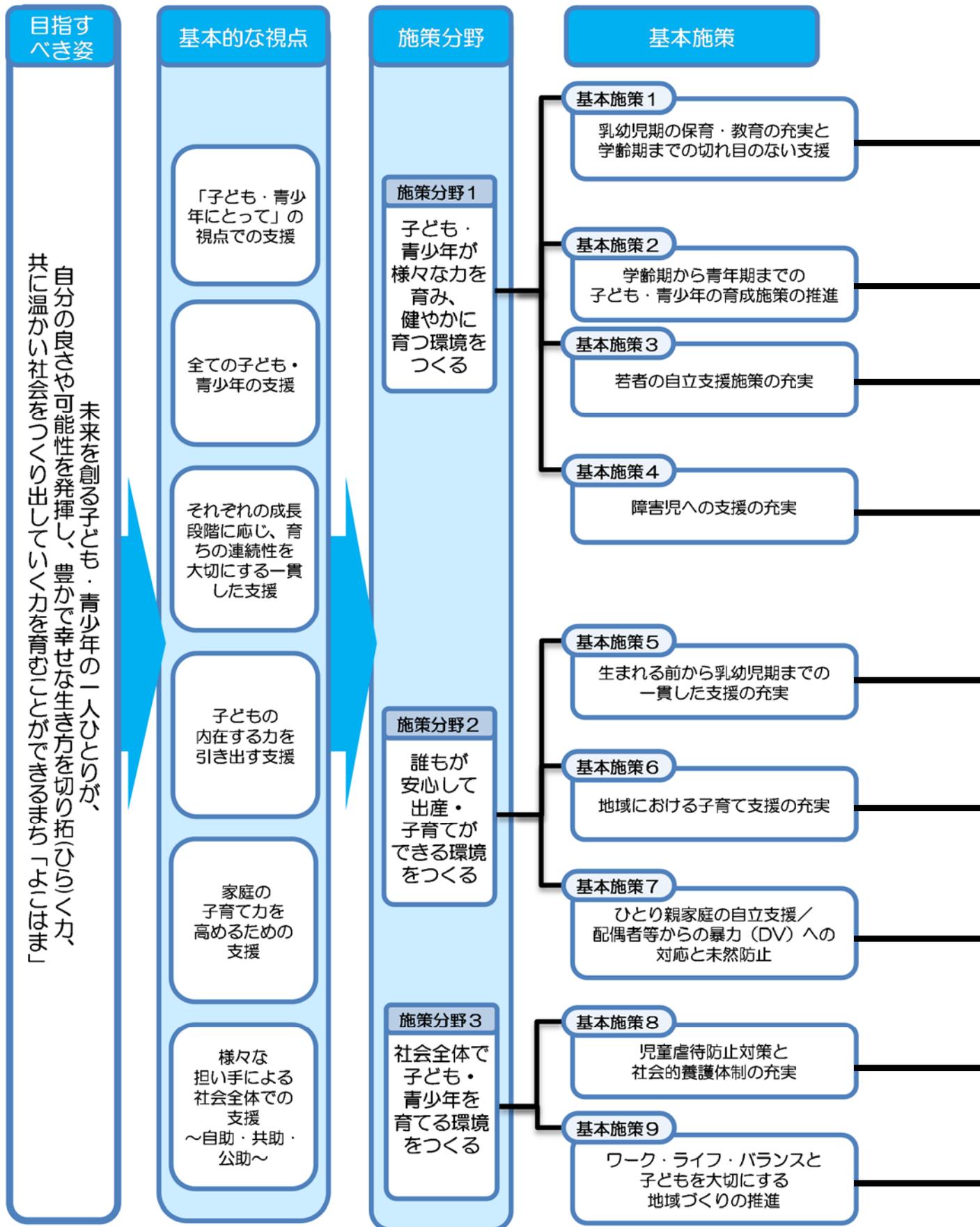
第4章 施策体系と事業・取組

1 施策分野・基本施策

目指すべき姿、基本的な視点を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

施策分野1	子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる (子ども・青少年への支援)
<p>基本施策1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援</p> <p>基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進</p> <p>基本施策3 若者の自立支援施策の充実</p> <p>基本施策4 障害児への支援の充実</p>	
施策分野2	誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)
<p>基本施策5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実</p> <p>基本施策6 地域における子育て支援の充実</p> <p>基本施策7 ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止</p>	
施策分野3	社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)
<p>基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実</p> <p>基本施策9 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にする地域づくりの推進</p>	

2 施策体系図



目標・方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを支える保育・幼児教育の質の確保
 - (2) 保育所、幼稚園、認定こども園等から小学校への円滑な接続
 - (3) 保育・幼児教育の場の確保
 - (4) 保育・幼児教育を担う人材の確保
 - (5) 多様な「保育・教育」ニーズへの対応と充実
- (1) より良い小学生の放課後の居場所づくり
 - (2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり
 - (3) 課題を抱える青少年・若者を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
 - (4) 全ての青少年・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (1) 若者自立支援機関などによる支援の充実
 - (2) 社会全体で見守る環境づくり
- (1) 地域療育センターを中心とした支援の充実
 - (2) 療育と教育の連携等による切れ目のない支援
 - (3) 学齢障害児に対する支援の充実
 - (4) 障害児施設の整備と在宅支援機能の強化
 - (5) 医療的ケア児や重症心身障害児の在宅生活における支援の充実
 - (6) 障害への理解促進
- (1) 次世代の健康を育む保健対策の充実
 - (2) 安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療及び小児医療の充実
 - (3) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
 - (4) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
 - (2) 地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり
 - (3) 地域における子育て支援の質の向上
 - (4) 一時的に子どもを預けることができる機会の充実
- (1) ひとり親家庭への総合的な自立支援と子どもへのサポート
 - (2) DV被害者や困難を抱える女性とその子どもへの安全・安心の確保・自立支援
 - (3) DV被害者等の支援に関わる職員の資質向上及び体制の強化、啓発等
- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
 - (2) 児童虐待対応における支援策の充実
 - (3) 社会的養護体制の充実
 - (4) 児童虐待対応や代替養育に関わる職員の人材育成と確保
- (1) ワーク・ライフ・バランスと多様な働き方が実現できる環境づくり
 - (2) 子どもを大切に社会的な機運の醸成
 - (3) 安全・安心の地域づくり

3 指標一覧

施策分野	基本施策	指標番号	指標	直近の現状値	令和6年度目標
施策分野1	基本施策1	1	保育所等待機児童数	46人 (平成31年4月)	0人
		2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合(累計)	20% (平成30年度)	52%
	基本施策2	3	放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76% (平成30年度)	100%
		4	青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人 (平成30年度)	692,323人
	基本施策3	5	若者自立支援機関における支援に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人 (平成30年度)	1,800人
		6	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた子どもの人数(5か年)	160人 (平成30年度)	1,480人
	基本施策4	7	地域療育センターの初診待機期間	3.9か月 (平成30年度)	2.6か月
		8	児童発達支援事業の利用者数(地域療育センター含む)(年)	245,283人 (平成30年度)	318,310人
		9	放課後等デイサービスの利用者数(年)	772,894人 (平成30年度)	1,080,000人
施策分野2	基本施策5	10	妊娠届出者に対する面接を行った割合	96.2% (平成30年度)	98.7%
		11	産婦健康診査の受診率	78.7% (平成30年度)	89.0%
	基本施策6	12	地域での子育て支援の場を利用している親子の割合	44.2% (平成30年度)	50% (令和5年度)
	基本施策7	13	支援により就労に至ったひとり親の数(5か年)	460人 (平成30年度)	2,300人
14		ひとり親家庭等自立支援事業の利用者数(年)	4,971人 (平成30年度)	6,000人	
施策分野3	基本施策8	15	虐待死の根絶	0人 (平成30年度)	0人
		16	里親等への新規委託児童数(5か年)	32件 (平成30年度)	170件
	基本施策9	17	よこはまグッドバランス賞認定事業所数(5か年)	139事業所 (平成30年度)	825事業所
		18	男性の育児休業取得率	7.2% (平成29年度)	13%

4 各基本施策における現状と課題及び今後の方向性

ページの見方

①現状と課題

施策ごとに本市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

②目標・方向性

現状・課題を踏まえ、計画期間における各施策の目標や方向性を示しています。

③指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため、

- ・ 施策を実施した成果等について、客観的数値として把握できるもの
- ・ 施策の中で重要・象徴的な事業の実績を表すもの

を設定しています。

④主な事業・取組

目標・方向性を踏まえ、計画期間に実施する事業や取組のうち主なものを掲載しています。また、各取組・事業に関連する、現時点で想定している5年間の事業量や直近の現状値などを示しています。

主な事業・取組の見方（例）

各基本施策の主な事業・取組の名前です。
※複数の施策に該当するものは再掲と表記しています。

その事業・取組の概要を記載しています。

保育・幼児教育研修及び研究事業		
保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設やベビーシッターなども対象として職種や経験別等の研修を実施し、専門性の向上を図ります。また、専門家の指導・助言を受けながら日々の保育実践を通して明らかになった課題について研究に取り組む場を設けます。さらに、実践者と参加者が学び合う公開保育を行います。		
想定事業量	直近の現状値	令和6年度
保育所職員等研修参加者数 （各区連携研修含む）（年）	27,369人（平成30年度）	30,000人

その事業が想定している事業量について、直近の現状値や令和6年度（又は途中年度）の想定値を記載しています。

基本施策2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

現状と課題

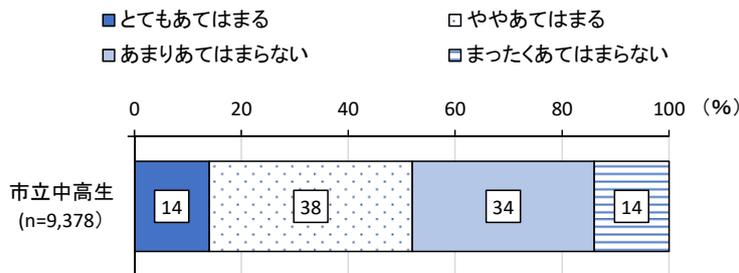
(1) 子ども・青少年を取り巻く環境の変化

- 子ども・青少年は、多様な人との出会いや様々な経験をしながら、社会の一員として自立していきます。子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向があると言われています。
- 未来を担う子ども・青少年に体験機会を提供するため、本市では、横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター等の青少年関係施設による各種プログラムの実施、青少年指導員や青少年関係団体等の活動などの支援をしています。
- しかし、近年、都市化や少子化により、地域の遊び場や子ども同士の交流機会、放課後等の集団遊びの機会が減少しています。また、生活スタイルの変容により、家族団らんの時間や、子どもやその保護者と地域のつながりが減少しています。
- 情報化社会の進展により、多様な情報を簡単に入手できる環境にありますが、SNSがコミュニケーションツールとして大きな役割を果たす中では、人と人との直接のつながりが減少しています。
- 2022(令和4)年4月から成人年齢が引き下げられ、契約行為に親権者の同意が必要なくなるなど、様々な事に対する責任が、早い年齢から求められます。
- 人口減少社会において、一人ひとりの青少年が社会の担い手として活躍することが、ますます期待されています。
- 女性の就業率の向上や勤労形態の多様化等に伴い、保育所等を利用していた子どもが小学校に進学した際にも引き続き就労ができるよう、また、子どもの小学校入学後に働き始めることができるよう、放課後の安全で安心な居場所を確保することが必要です。また、放課後の時間は、多くの人と関わることができ、子どもたちが主体性を育みながら成長できる場としていく必要があります。
- 学齢期の子ども・青少年が過ごす場所として、小学生は、全児童を対象として誰もが利用できる放課後キッズクラブ、留守家庭児童を対象とする放課後児童クラブなどがありますが、中高生世代になると、安心して気軽に集い、自由に活動できる空間が少なくなります。青少年が過ごす既存の公共施設では、青少年と大人の関係性が構築されていないことが多く、青少年の社会性を育む面で十分な状況ではありません。
- 学校・家庭以外の第三の場における多様な人との交流や体験の機会が少ないと、多様な価値観に触れ、それらをもとに自ら判断したり選択したりする力や他者と関係する力、挑戦する意欲を育みにくくなります。
- 青少年育成の必要性を理解している地域の大人からも、「中高校生世代と関わりたいが接点がない。」、「青少年が抱える課題が見えない。」などの声があります。青少年と地域の結節点の構築に努め、将来の地域社会の担い手である青少年が、早くから地域に自分の居場所を見つけられることが大切です。
- 学校・家庭・地域が連携交流しながら、子ども・青少年の創造性・自主性・社会性を育てていく必要があります。

(2) 子ども・青少年の実態

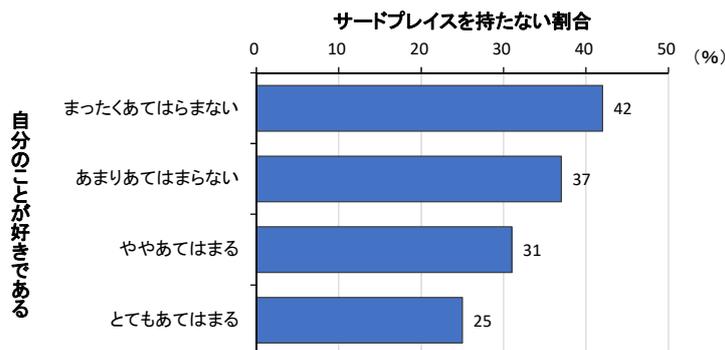
- 子ども・青少年は、自身の考えや思いを対外的に主張する力がいまだ不十分です。そのため、抱えている課題が認識されず、その思いや考えが施策に反映されにくい状況です。一見すると問題がなさそうな子ども・青少年も、実は課題を抱えている可能性があり、少しのつまずきで困難に陥ってしまうリスクを抱えています。
- 悩みや困っていることを相談するには信頼関係が必要です。親子で一緒に活動する時間・機会の減少など親子関係も変化する中、家族や学校の先生、地域の人など、周囲に信頼できる大人がいない場合、悩みを抱え込んでしまい、孤立してしまいます。また、そのような弱みを利用され、犯罪に巻き込まれる場合もあります。
- 公益財団法人よこはまユースが実施した「青少年期の体験活動・社会活動に関する実態調査」(平成29年度)によると、青少年期の体験機会が豊富な人ほど意欲的で社会性が高い傾向がありますが、20代から40代まで年代別にみると、若い年代ほど中学生期の体験機会の頻度が低くなっています。また、小学生から高校生までの体験機会の頻度を見ると、小学生の頃が最も多く、中学生、高校生と年齢が上がるにつれ、少なくなっています。
- 平成30(2018)年度に本市が実施した「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」では、「自分のことが好きである」について、「まったくあてはまらない」と回答した市立中学校・高等学校に通う生徒は14%となっており、自己肯定感が低い状態にあると思われます。また、「あてはまらない」と回答した生徒ほど、「居場所がない」等と回答しており、自己肯定感が低い青少年ほど、学校・家庭以外の第三の場を持たない傾向があります。

図表 4-2-1 自分のことが好きである(市立中高生)



(出典) 横浜市「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」(平成30年度)

図表 4-2-2 自分のことが好きである青少年がサードプレイスを持たない割合(※)



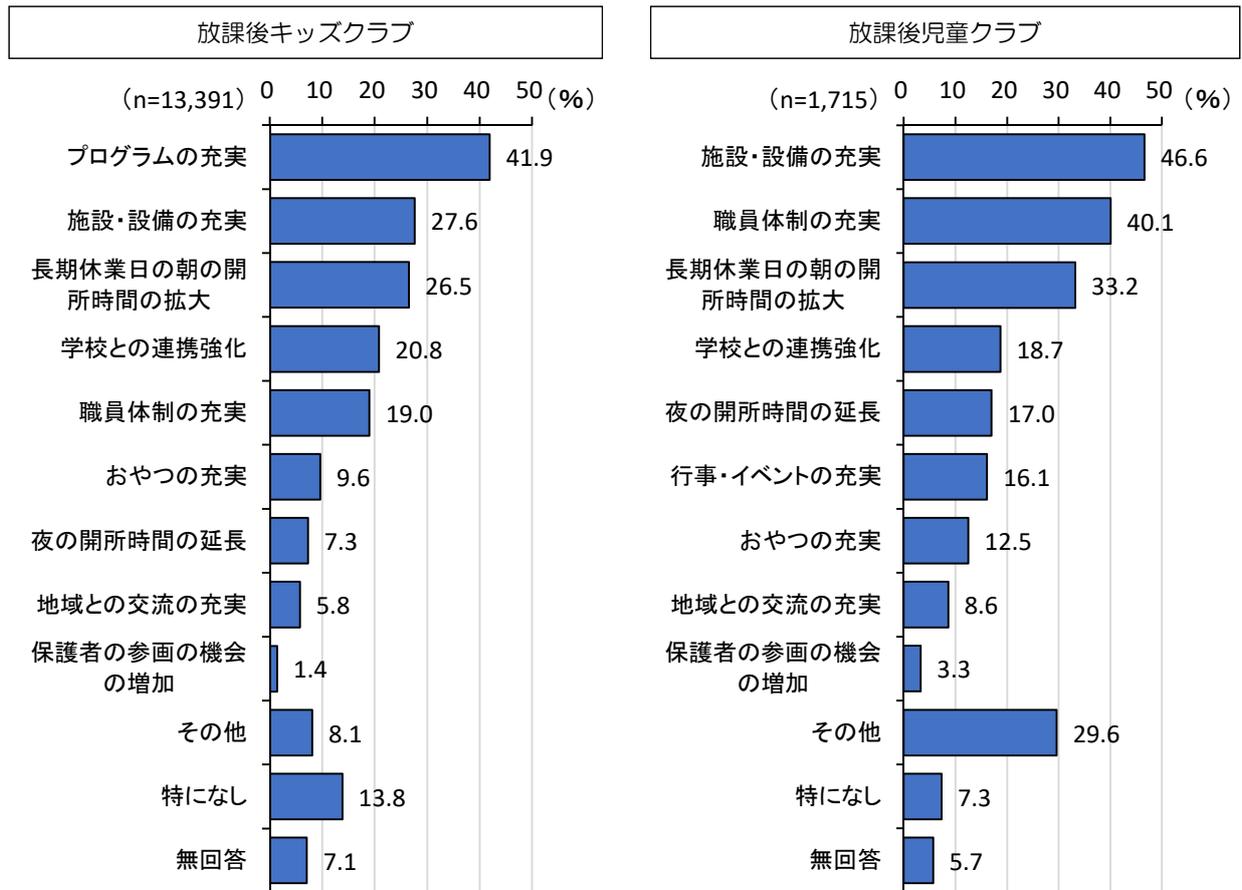
(※)「サードプレイスを持たない割合」: 居場所がない、又は単一の居場所しか持たないと回答した割合
 (出典) 横浜市「中高生の放課後の過ごし方や体験活動に関するアンケート調査」(平成30年度)

- 多くの中学生が加入する部活動の休養日の設定などにより、学校以外の居場所の重要性も高まっています。
- 平成29(2017)年度の市立中学校等卒業者の高校進学率は99.2%ですが、県の公立高校退学者数は増加傾向にあります。加えて単位制、通信制など、多様な通学形態や広域化により青少年のライフスタイルに広がり生まれることから、中学時代以上に学校外の場の必要性が高まります。
- 国の統計によると、少子化に伴い若年労働力は10年で約300万人減少する中で、若年無業者の数は約60万人前後で推移しており、若年無業者の割合が増えることにより、社会経済にも影響を与えることとなります。
- 思春期世代にある青少年は、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期です。「いじめ」「不登校・中退」「ひきこもり」「無業」「依存症」「虐待」「自死」など、多様なリスクが顕在化する中、抱える悩みや課題が深刻な状況にならないよう青少年を見守り、支える環境づくりを進める必要があります。

(3) 小学生の放課後の居場所のサービス向上の必要性

- 「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」の2つの事業が、それぞれの特徴を生かしながら、本市の放課後児童育成施策全体の方向性として位置付けている「放課後児童育成施策の推進にあたっての基本的な考え方」に基づき、全ての子どもたちにとって安全で豊かに過ごすことができる居場所としていく必要があります。
- 放課後の時間は、児童が基本的な生活習慣や異年齢児等との関わりなどを通じて社会性を取得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としていく必要があるため、一層、サービスの質を向上させていくことが求められています。また、地域全体で未来を担う子どもたちの発達を支えていくため、それぞれの地域・学校の実情や特色に応じた多様な活動を推進することが期待されています。
- 配慮が必要な児童の増加等に伴い職員に専門性が求められています。また、子どもの健やかな成長を育むために、学校の教職員との間で児童に対する共通理解を図る必要があります。
- 「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換により、令和2(2020)年度以降は全ての小学校で、放課後から19時までの居場所の提供ができます。一方で、クラブによって利用児童数や活動スペースに差があり、十分な場소가確保できていないクラブがあります。
- 保護者が今後望むこととして、2事業共通して「施設・設備の充実」、「職員体制の充実」、「長期休業日の朝の開所時間の拡大」、「プログラムの充実、行事・イベントの充実」、「学校との連携強化」の項目が高いため、運営主体を支援する取組等が必要です。

図表 4-2-3 放課後の居場所へ今後望むこと



(出典) 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(平成30年度、小学生)

(4) 子ども・青少年育成に携わる人材・団体の連携の必要性

- 地域では多くの人々が子ども・青少年のために多様な活動を行っています。子ども・青少年は、こういった地域の大人や団体との出会いや交流を通じて成長していく中で、悩みに対する答えを見つけたり、あるいは窮地から救われたりすることもあります。一方で、子ども・青少年育成に携わる大人や団体がお互いの活動を知り、連携する機会はあまり多くありません。地域の大人・団体等が他の地域資源を知り、連携することによって、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える子ども・青少年の複合的支援が可能になります。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、子ども・青少年を見守る意識を醸成するとともに、地域全体で子ども・青少年が課題を抱える前の予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期の支援につなげられるような環境を作っていくことが必要です。

目標・方向性

(1) より良い小学生の放課後の居場所づくり

- 小学生の放課後児童育成事業の質の維持・向上のため、人材確保を支援する取組を継続するとともに、子どもの発達や児童の健全育成に関する専門的な研修等により、職員の確保や育成を図っていきます。また、児童の発達段階に応じたきめ細かな対応や、障害のある児童など特別な配慮を要する児童に対する支援を強化します。
- 保育・教育基盤の充実に伴い増加する留守家庭児童が、いつでも「放課後キッズクラブ」又は「放課後児童クラブ」を利用することができ、併せて、全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、放課後のより良い環境づくりに取り組みます。
- 子どもたちが創造性・自主性・社会性を育むことができ、また、現場スタッフや事業者が子どもに向き合う時間を十分に確保できるよう、体験活動や文化活動等のプログラムの充実や運営負担を軽減させる支援策に取り組みます。また、より良い居場所となるよう、運営の評価・検証を行うことで、サービスの向上を図っていきます。
- 「放課後キッズクラブ」の全校設置が完了するため、全ての子どもたちが放課後に有意義な時間を過ごすことができ、留守家庭児童が基本的な生活習慣を確立できる居場所となるよう、ニーズや事業の趣旨に沿った見直しを行います。

(2) 社会参画の推進に向けた子ども・青少年の成長の基盤づくり

- 子ども・青少年は、多様な体験やその中で保護者をはじめとした大人や異世代との交流の中で自己決定力を身に付けていきます。そのため、子ども・青少年が自然・科学・社会体験など多様な体験ができる環境を提供します。
- 青少年の地域活動拠点などにおいて、青少年育成のネットワークを構築・活用し、多様な地域資源と青少年がつながることで、健全な成長に必要な交流・体験の機会の提供や地域での見守りを進めます。
- 青少年にとって魅力ある事業とするため、利用者アンケートやヒアリングなどにより、実際に青少年の声を聞きながら事業を推進していきます。

図表 4-2-4 基本施策2で取り組む居場所・体験施設（世代別）

小学生	中学生	高校生世代
放課後キッズクラブ 放課後児童クラブ		
プレイパーク		
青少年施設（横浜こども科学館、野島青少年研修センター、青少年野外活動センター）		
	青少年の地域活動拠点、青少年の交流・活動支援事業	

(3) 課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり

- 青少年との日常的な関わりを通して関係性を構築し、自立した大人になるためのロールモデルとなったり、青少年が抱える課題を早期に発見したりすることができる第三者が必要です。それぞれの地域で、青少年が過ごす場のスタッフが青少年に目を向け、継続して見守ることができる環境づくりを進めます。
- 人材・団体が他の地域資源と連携することで、それぞれの活動の幅が広がり、課題を抱える青少年の複合的支援につながるようにします。
- 青少年の地域活動拠点など、青少年の誰もが来ることのできる場を充実させ、スタッフなどの第三者とのコミュニケーションを促進することで、抱える課題を早期発見・早期支援し、必要に応じ関係機関につなぐなど、青少年の健やかな成長を支援します。

(4) 全ての子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

- 区・地域では、多様な人材・団体（青少年指導員、民生委員・児童委員、子ども食堂や学習・生活支援等に携わる方、区役所、学校、地区センターなど）が子ども・青少年と接点を持っています。子ども・青少年や地域人材・団体が自らの活動に生かせるよう、接点を持つ人材・団体の情報を集積し、提供します。
- 子ども・青少年育成に係る人材・団体に対し、講座や研修会等を通じ意識や知識の向上を図るとともに、交流の機会等をつくることで、育成・支援の輪を広げます。
- 子ども・青少年の育成・支援は自らの責務であることを全ての大人が認識し、共通の地域課題として、地域の中で青少年を見守り、支える環境づくりを進めるための広報・啓発を拡充します。

指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
放課後児童育成事業人材育成研修を受講した事業所の割合(累計)	76%(平成30年度)	100% (令和3年度)
青少年関連施設・事業利用者及び体験活動等の延べ参加者数(年)	676,360人(平成30年度)	692,323人

主な事業・取組

放課後児童育成事業

全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるよう、「放課後キッズクラブ」、「放課後児童クラブ」の2つの事業を実施します。両事業において、人材育成・人材確保・活動の充実・事務の効率化・運営内容の評価や改善等に関する支援策を強化することで、一層の質の向上に取り組みます。

「放課後キッズクラブ」については、利用者のニーズや事業の趣旨に沿った見直しを進めていきます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの登録児童数	99,740人 (キッズクラブ・児童クラブ・はまっ子ふれあいスクール)	100,000人

青少年の地域活動拠点づくり事業

思春期という大きな変化を迎える時期にある中学生・高校生世代の青少年の成長や社会参画に向かう力を養成、支援するため、気軽にかつ、安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行う「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう取り組みます。今後、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を目指します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
地域活動拠点の設置数(累計)	6か所(平成30年度)	12か所

子ども・青少年の体験活動の推進

全ての子ども・青少年が、自然・科学・文化・社会体験や人との交流を通じて、自身の能力を育み、可能性を広げることができるよう、青少年関連施設や野外活動センターにおける体験活動プログラムの充実を図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
自然・科学体験等プログラム実施回数(年)	4,081回(平成30年度)	4,250回

プレイパーク支援事業

公園等の一部を活用して子どもの創造力を生かした自由な遊びができる「プレイパーク」の活動を支援します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
プレイパーク活動支援回数(年)	1,265回(平成30年度)	1,265回

青少年育成に係る人材育成等の取組

講座や保護者向けセミナー、青少年指導員等の団体と協力した研修会の開催等により、地域に向けた啓発・人材育成を進めます。また、研究会、勉強会等での意見交換・情報交換を行うことで支援者同士がつながる機会づくりを進めるなど、青少年育成活動の活発化とより効果的な推進を図ります。また、「青少年の地域活動拠点」などにおいて、地域人材・組織と連携を図りながら、居場所や体験機会を増やすことで、地域で青少年を見守る意識を醸成します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
研修会等参加人数(5か年)	9,922人(平成30年度)	39,260人

青少年育成に係る広報・啓発の実施

青少年の実態把握などを目的として、(公財)よこはまユースが行う調査・研究の結果をはじめ、青少年に関する情報を様々な媒体を活用して発信することで、青少年育成に携わる人材の現状に対する理解を促進するなど、青少年・若者を見守り、支える地域社会づくりを進めていきます。

基本施策3 若者の自立支援施策の充実

現状と課題

(1) 青少年・若者を取り巻く状況

- 家庭環境が多様化する中、親の疾病や経済的な困窮など、養育環境に課題がある家庭で育つことで困難や課題を抱える青少年・若者がいます。
- 少子高齢化、情報化社会の進展などを背景に、家族以外の社会や地域の人と直接つながる機会が減少しています。そのような中で、貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、無業などの複合的な課題を抱えている青少年・若者が、地域の中で認知されにくく、本人や家族が社会的に孤立しているという状況があります。
- 家庭環境や社会環境の変化により、コミュニケーション能力や自己肯定感を育みにくくなっており、社会的・経済的に自立できない若者が増えるリスクが増大しています。
- 中学校を卒業すると、地域社会と本人・家族がつながる機会が少なくなり、さらに高校進学後は本人に対する支援も少なくなることが課題です。
- 県の公立高校の中退者は増加傾向にあります。高校を中退した場合、中学卒業資格者に対する求人が少ないため、進路選択の幅が狭くなります。
- ひきこもりや無業状態が長く続くと、本人はより多くの困難を抱え、自立に向けた支援も難しくなる傾向があります。
- 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)によると、市内在住の15歳から39歳までの若者のうち、ひきこもり状態にある方は約15,000人いると推計され、平成24(2012)年度調査時の約8,000人と比較して増加していると推定されます。また、40～64歳では約12,000人と推計されています。
- 2019(平成31)年3月に公表された内閣府の「生活状況に関する調査」では、40歳～64歳のひきこもり状態の方が全国で推計61万3千人おり、調査回答者のひきこもり期間は7年以上が半数ですが、30年以上も6%いると報告されています。ひきこもりは、若者特有の課題にとどまらず、社会問題化しているため、国の動向等を踏まえながら、今後のひきこもり支援施策の検討が必要です。

図表 4-3-1 15～39歳のひきこもり推計人数

	平成29(2017)年度	平成24(2012)年度
15～39歳の人口	1,046千人	1,136千人
標本数	3,000	3,000
有効回答数(回答率)	1,004 (33.5%)	1,386 (46.2%)
ひきこもり出現率	1.39% (14人)	0.72% (10人)
ひきこもり推計人数	約15,000人	約8,000人

(出典) 横浜市子ども・若者実態調査(平成29年度)

図表 4-3-2 40～64歳のひきこもり推計人数

平成 29 (2017) 年度	
40～64歳の人口	1,311千人
標本数	3,000
有効回答数(回答率)	1,327 (44.2%)
ひきこもり出現率	0.90% (12人)
ひきこもり推計人数	約12,000人

(出典) 横浜市民生活実態調査(平成29年度)

- 本人及び家族にひきこもり状態にある自覚がない、相談先があること事体を知らない、困難を抱える若者に対する周囲の理解が少ないことなどから、本人・家族共に支援機関等に相談できずに抱え込んでしまい、ひきこもり状態が長期化・深刻化していることが考えられます。
- 貧困、ひきこもり、無業状態などの青少年・若者が抱える課題が長期化・深刻化する前に、早期発見・早期支援することが求められています。

(2) 地域社会全体で支援するための環境整備の必要性

- ひきこもりなど困難な状況にある若者が増加している背景には、家庭環境や社会環境の変化など様々な要因があり、本人や家族は複合的な課題を抱えています。
- 支援機関や民間団体等による相談・プログラムや就労支援、居場所の運営など、本人の心身の状態に応じた段階的な支援が必要です。
- 本人が再び社会参画に向けて歩き出すため、ひきこもり等の若者が困難を抱えるに至った背景を理解し、本人なりの自立を見守り、支える地域の力が必要です。
- ひきこもり等の困難を抱える若者が家庭の外にも安心できる居場所を得ることができ、また、生活習慣・学習習慣・コミュニケーション能力を身に着けることや、本人の特性や得意分野に着目した多様な働き方ができるなど、地域や社会の環境整備が必要です。
- 一旦進路や就職先が決まった後も、再び困難に陥ることがないように、支援機関や地域での見守りが必要です。

目標・方向性

(1) 若者自立支援機関などによる支援の充実

- 区役所や若者自立支援機関だけでなく、学校、民間団体、家族会、当事者会などと連携して、困難を抱える若者の自立や就労に向けた支援に取り組んでいきます。
- 青少年相談センターでは、ひきこもりや不登校など若者の抱える様々な困難について総合相談を行うとともに、グループ活動などの多様なプログラムを通じて社会参加に向けた本人・家族への継続的な支援を行っていきます。また、若者支援の中核機関として、関係機関、区、地域との連携強化や研修等実施による人材育成を行い、きめ細かく切れ目のない支援を行っていきます。
- 地域ユースプラザでは、ひきこもりなど様々な困難を抱える若者に対する総合相談、居場所の提供や社会体験プログラムを実施していきます。また、区役所に出張し、ひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談等を実施することで、身近な地域の相談を充実させます。区や地域で若者の支援活動を行っている団体と連携し、応援パートナーの養成・派遣や地域における包括的な支援ネットワークを構築していきます。
- 若者サポートステーションでは、若年無業者など困難を抱える若者の職業的自立を支援するため、就労に向けた相談への対応や若者一人ひとりに合った支援プログラムの作成を行い、他の就労支援機関と連携しながら、就労前後の継続的な支援を行っていきます。また、高校等への上出張相談を行い、在学中から就職活動の支援を行い、若年無業や将来的な生活困窮の予防を図ります。
- よこはま型若者自立塾による就農体験やボランティア、共同生活などを通じて、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上など、就労に向けた支援を行います。
- 生活困窮状態にある、あるいは養育環境に課題があるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等が、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるよう、基礎的な生活習慣を身に付けるための寄り添い型生活支援事業や、高校等への進学・中退防止に向けた寄り添い型学習支援事業を実施していきます。
- 中学校、高校及び大学に対して若者自立支援施策の理解促進を図り、課題を抱える学生を適切な支援機関につなげることができるよう連携強化に取り組んでいきます。また、高校中退防止や進路未決定者への支援の充実を図ります。
- 青少年の地域活動拠点では、主に中高生の居場所や異年齢の交流、体験機会の提供を行うことにより、将来の自立に向け、社会参画に向かう力を育成します。さらに、地域機関とのネットワーク構築により、抱える悩みや課題が深刻化しないよう地域の中で見守っていく役割を果たしていきます。

(2) 社会全体で見守る環境づくり

- ひきこもり等困難を抱える若者やその家族を孤立させずに、早期に適切な支援につなげるため、民生委員・児童委員や青少年指導員など、様々な地域人材への理解促進・意識啓発に取り組みます。
- 関係機関や民間団体職員等への研修や交流を通じて、ひきこもり等困難を抱える若者への支援方法の共有や連携を強化し、質の向上を図ります。
- 相談機関の利用に対するハードルを下げるため、本人・家族、地域住民などへの支援内容の周知とひ

きこもり等に対する理解促進に取り組みます。

- 本人の状況に合わせた社会体験・就労体験の場を提供できるよう、地域の企業・団体への困難を抱える若者に対する理解促進を図ります。
- 当事者グループや家族会など、民間団体等が提供する支援との連携を強化します。
- ひきこもりについては、若者から中高年までの切れ目のない支援や、当事者のみならず、その家族も含めた支援が必要であるため、引き続き、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援体制等について検討していきます。

指標

指標	直近の現状値	目標値 (令和6年度)
若者自立支援機関における自立に向けて改善がみられた人数(年)	1,038人(平成30年度)	1,800人
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善がみられた子どもの人数(5か年)	160人(平成30年度)	1,480人

主な事業・取組

青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実利用人数(年)	819人(平成30年度)	820人

地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもりなど様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実利用人数(年)	952人(平成30年度)	1,210人

若者サポートステーション事業

「若者サポートステーション」において、働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供します。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実利用人数(年)	1,639人(平成30年度)	1,740人

生活困窮状態の若者に対する相談支援事業

若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実利用人数(年)	444人(平成30年度)	560人

よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活による生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を目的とする「よこはま型若者自立塾」事業を実施します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実利用人数(年)	65人(平成30年度)	130人

寄り添い型生活支援事業

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、「寄り添い型生活支援事業」を実施します。また、より多くの子どもたちに支援を提供できるよう、事業の実施か所数を拡充していきます。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実施か所数(累計)	12か所(平成30年度)	23か所

寄り添い型学習支援事業

様々な事情から、生活困窮者や養育困難などの課題を抱えている世帯の子どもの対象に、将来の自立のための高校進学に向けた学習支援を行います。学力の向上に加え、将来自立した生活を送れるようにするための様々な部分での成長を促します。また、高校進学後の中退防止の取組としては、居場所や学び直しの場の提供、高等学校への登校の継続への動機づけ等を行います。

【平成30年度実績】受入枠：950人

青少年の地域活動拠点づくり事業（基本施策2の再掲）

思春期という大きな変化を迎える時期にある中学生・高校生世代の青少年の成長や社会参画に向かう力を養成、支援するため、気軽にかつ、安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行う「青少年の地域活動拠点」を各区に設置できるよう取り組みます。今後、地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を目指します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
地域活動拠点の設置数（累計）	6か所（平成30年度）	12か所

身近な地域に出向いた相談等の実施

地域の方のひきこもり等の困難を抱える若者への理解を促進するとともに、支援につながっていない若者やその家族を適切な支援につなげるために、区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区での支援セミナー・相談会の開催など、身近な地域に出向いた活動を行います。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実施回数（年）	485回（平成30年度）	600回

若者自立支援に係る人材育成、関係機関支援及びネットワーク構築

若者への支援に携わる区役所、学校、NPO法人等の職員が若者の現状や支援に関する基礎的な知識・理解を深め、支援スキルの向上を図るための研修や講師派遣等を行います。また、困難を抱える若者を地域において見守り、支援活動に協力をいただく応援パートナーを養成します。

想定事業量	直近の現状値	令和6年度
実施回数（年）	121回（平成30年度）	180回

第6章 計画の推進体制等について

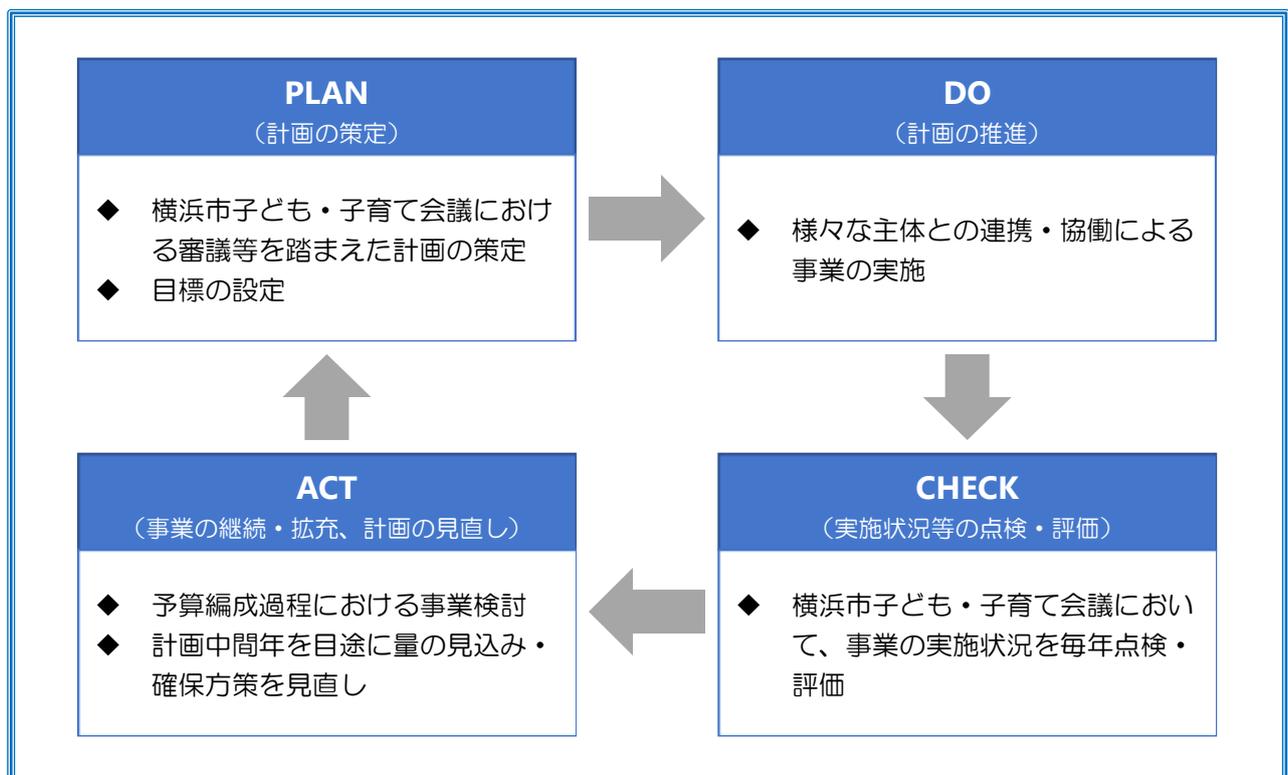
1 計画の点検・評価

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「横浜市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。そのため、これまで計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてきました。

第2期計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、毎年度計画の実施状況について点検・評価を行ってまいります。

なお、実施状況の点検・評価については、子ども・子育て会議の審議を経た後、ホームページ等で公表します。



2 様々な主体による計画の推進

- 本市における子ども・子育て支援や青少年育成は、様々な担い手によって支えられています。自治会町内会、民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年指導員などの地域を基盤として活動する団体や組織、社会福祉法人、学校法人等の公益法人、市民団体、NPO、ボランティア、民間企業等により様々な地域で展開され、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- 本計画は素案の作成段階から、こうした様々な主体を代表する方々で構成される子ども・子育て会議で議論を重ねるとともに、子育て世帯を対象とした大規模なアンケート調査の実施や子育て中の方によるグループトークを市内全区で開催するなど、幅広くご意見をいただきました。
- 「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手に、子ども・子育て支援や青少年育成が社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と幅広く連携しながら計画を推進していきます。

3 子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- 子ども・子育て支援の分野は保健・福祉・教育・医療など多岐にわたっており、保育士や幼稚園教諭、児童福祉士、保健師、助産師など、様々な専門職により支援が行われています。
- 子ども・子育て支援の更なる充実が求められる中で、多種多様な施策を推進するにあたっては、専門職の確保が課題として指摘されています。また、子ども・子育て支援に関する制度や施設・事業の量的・質的拡充が図られる中で、複雑・多様化する課題を抱える子ども・青少年や保護者に対し、的確な支援につなげていくためには、職員の資質や専門性の向上も必要です。
- さらに、本市の多様な子ども・子育て支援は、このような専門職だけではなく、子育て経験者やボランティア、地縁組織など地域で活動する様々な担い手により支えられています。
- 人口減少や少子高齢化、共働き世帯の増加という社会状況にあって、地域の担い手不足の課題も指摘される中、子ども・青少年が地域で健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを進めていくためには、地域における担い手の育成・確保も重要な視点です。
- 計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保、専門性・資質の向上にも併せて取り組み、更なる支援の充実を進めていきます。

4 子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- 本市では計画に基づき、様々な支援や制度の充実に取り組んできました。新たな課題やニーズに合わせ、支援やサービスも多様化する中で必要な情報や支援を提供するため、利用者支援事業として保育・教育コンシェルジュや横浜子育てパートナーの配置や、分野別の相談機関の設置など、情報の提供・支援相談体制の強化も進めてきました。また、パンフレットやリーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、各制度の案内など、幅広く周知に取り組んできました。
- 一方で、「制度や支援があることを知らなかった」、「制度が分かりづらい、利用しづらい」という声や、「支援が必要な人に必要な情報や支援が届いていない」という指摘もあります。また、障害児・者への情報提供をはじめ、外国人人口が増える中では多言語化も含めた対応も課題となっています。

- 近年、民間との協働によるオープンデータを活用した保育情報の提供の取組や、スマートフォン向けのアプリによる子育て情報の発信、SNSを活用した相談体制の仕組みなど、先端技術を活用した新たな情報発信・提供の取組も行われています。また、AIを活用した業務の効率化や業務支援、マイナポータルによる行政手続きのオンライン化など、市民サービスの向上につながる情報技術の活用が進んでいます。
- 今後計画を推進し、各事業を展開していくにあたっては、子ども・子育て支援の充実に加え、必要な情報や支援を届けるために、情報発信・提供の観点も踏まえながら検討を進めていきます。

第7章 参考資料

1 利用ニーズ把握のための調査

(1) 調査の目的

第2期計画を策定するにあたり、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の種類

- ア 未就学児童の保育等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査
- イ 小学生の放課後等に関する現状及び保護者の利用ニーズ把握のための調査

(3) 抽出方法・抽出（発送）数

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

ア 未就学児調査	62,677 人
イ 小学生調査	66,358 人
合計	129,035 人

(4) 調査期間

平成30（2018）年6月14日～7月10日

(5) 調査票の回収状況

ア 未就学児調査	回収数 28,721（回収率 45.8%）
イ 小学生調査	回収数 30,738（回収率 46.3%）
合計	回収数 59,459（回収率 46.1%）

(6) 主な調査項目

- 家族の状況 ○保護者の就労状況 ○放課後の過ごし方 ○子育ての悩み事・相談先
- 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用状況や利用意向 等

2 子育て中の方によるグループトーク

(1) 目的

第2期計画を策定するにあたり、子育て中の方々から生の声をお聞きするとともに、参加者同士が語りあうことを通して「共感」や「気付き」につなげていただく機会とするため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

(2) 名称

グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」

(3) 実施時期

平成30(2018)年10月から平成31(2019)年1月

(4) 参加者数

合計201人(18区合計)

(5) 主な内容

横浜での子育てについて、以下3つのテーマごとに、個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること。」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

テーマ③「私の一歩(自分にできること)」

※ニーズ調査結果報告書及びグループトーク開催報告はこども青少年局ホームページに掲載しています。

(平成 27 年 4 月 1 日施行版)

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 3 項の規定は部会長の職務について、前条(第 1 項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 6 条第 3 項並びに前条第 1 項本文及び第 3 項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第 6 条第 3 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (委員の任期の特例)
- 2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成 27 年 2 月条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。